

新上五島町  
第2期子ども・子育て支援事業計画



みんなで育てよう未来の宝



長崎県新上五島町



# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
5 計画策定体制と策定方法	2

## 第2章 新上五島町を取り巻く現状

1 人口・世帯数等の現状	4
2 子育て家庭の実態	8
3 食をめぐる現状	15

## 第3章 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

1 地域における子育ての支援	18
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	18
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	20
4 職業生活と家庭生活との両立の推進	20
5 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	21

## 第4章 計画の目指す方向性

1 基本理念	22
2 施策の方向性	22
3 計画の体系	23

## 第5章 施策の展開

1 具体的取り組み方針と重点施策	25
------------------	----

## 第6章 事業計画の内容

1 教育・保育提供区域の設定	32
2 幼児期の学校教育・保育の充実	32
(量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期)	
3 地域子ども・子育て支援事業の充実	40
(量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期)	
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	45
5 子育て支援に関連するその他の施策の展開	46

## 第7章 計画の推進体制

1 計画の推進・点検・評価・公表	47
------------------	----

## 資料編

1 新上五島町子ども・子育て会議条例	48
2 新上五島町子ども・子育て会議委員名簿	50



# 第1章

## 計画策定の趣旨



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の背景と目的

新上五島町（以下「本町」という。）では、平成27年度に「新上五島町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育所などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子ども地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業などの様々な子育て支援事業を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い幼児教育・保育及び地域子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう様々な施策を計画的に推進してきました。

しかしながら、近年の生活様式の急速な変化や価値観の多様化などに伴い、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。地域のつながりの希薄化や共働きの増加、家庭や地域の子育て力・教育力の低下が課題となっており、子ども・子育て支援新制度に基づく乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域での子育て支援の充実や「子育て安心プラン」「新・放課後子ども総合プラン」などに基づく保育などの受け皿の確保など、なお一層のきめ細やかな対応が求められています。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのような子育てや暮らし方、働き方をしたいのかなど、当事者の視点に立った子育て支援が重要になります。また、痛ましい児童虐待や子どもにまつわる犯罪・事故が頻発し深刻な社会問題となっていることを受け、本町でも地域全体で子どもを育て、守っていく取組みを強化していかなければなりません。

このような状況を踏まえ、本町の子どもとその保護者が安心して幸せに住み続けられるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

そこで、本町は「新上五島町子ども・子育て支援事業計画」を検証し、引き続き子ども子育て支援新制度の実施主体として、その取組みを計画的に推進していくために、「新上五島町第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）第61条第1項の規定に基づく法定計画であり、支援法第61条第2項に定める基本指針を踏まえ計画を策定します。
- (2) 母子の健康水準を向上させるための様々な取組みをみんなで推進する、国民運動計画「すこやか親子21（第2次）」（平成27年度～令和6年度）の趣旨を踏まえます。
- (3) 食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、国及び県の「第3次食育推進基本計画」（平成28年度～令和2年度）の趣旨を踏ま

えます。

※『食育』は生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な生活を実現することができるように育てることです。

(4) 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村子どもの貧困対策計画として位置づけ、国の「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえます。

### 3. 計画の対象

本計画の対象は、本町に居住するすべての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、「子ども」とは、おおむね18歳未満の児童を対象とします。

### 4. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。  
また、5年間の計画期間中であっても、計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に変化が生じた場合などは、必要に応じて見直しを行います。

年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
計画 期間	← 第1期 子ども・子育て支援事業計画					← 第2期 子ども・子育て支援事業計画 →				

### 5. 計画策定体制と策定方法

本計画の策定にあたっては、支援法第77条第1項に基づき、学識経験者、公募町民、子育て支援に関係する団体、事業者代表など20人で構成した「新上五島町子ども・子育て会議」を設置して策定を進めました。

また、策定にあたっては、子育て支援に関するアンケート調査の実施や他の計画との整合性、施設整備など広域的な観点から協議を重ね、県との連携・調整を経て策定したものです。



■子育てに関するアンケート調査の実施状況

<調査方法>

区分	妊婦用	就学前児童用	就学児童用
調査対象者	町内在住で母子手帳の配付を受けている世帯	町内在住で0～5歳児のいる世帯	町内在住で小学校に通う1～6年生のいる世帯
抽出方法	第1子を出産予定の世帯	町内在住で保育所・幼稚園を利用している0～5歳児のいる世帯	若松中央小学校・上郷小学校・魚目小学校・東浦小学校・奈良尾小学校の1～6年生の児童がいる世帯
調査方法	郵送による配付・回収	保育所・幼稚園の協力による配付・回収	小学校の協力による配付・回収
調査期日	平成30年11月		

<調査票の回収状況>

区分	妊婦用	就学前児童用	就学児童用
配付	20件	365件	280件
回収	14件	310件	244件
回収率	70%	84.9%	87.1%



## 第2章

### 新上五島町を取り巻く現状



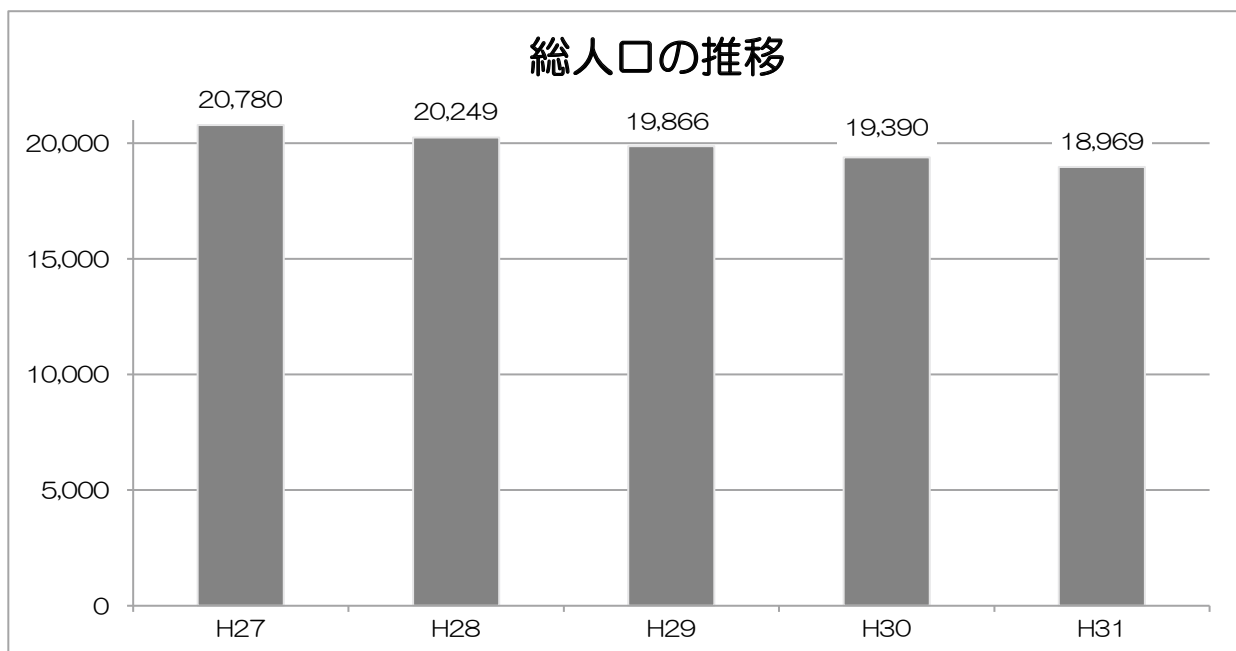
## 第2章 新上五島町を取り巻く現状

### 1. 人口・世帯数等の現状

#### (1) 人口と世帯の推移

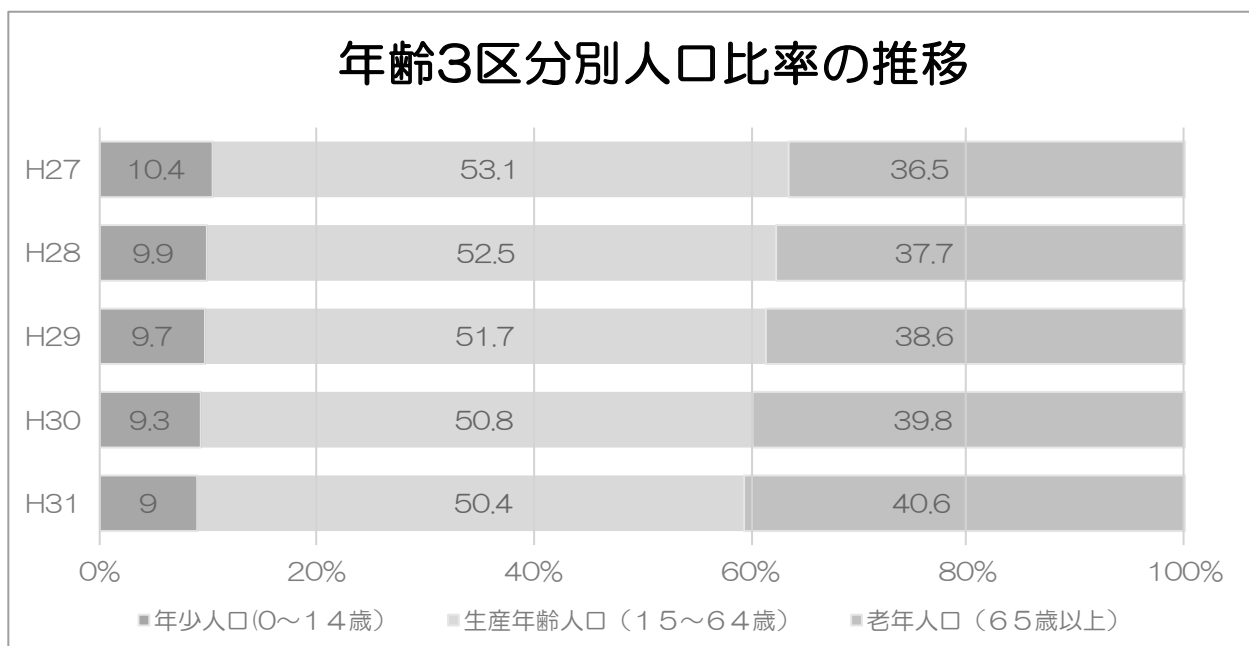
本町の人口は、毎年減少の一途をたどっており、年齢3区分別人口比率の推移をみても老年人口以外は一貫して減少傾向にあります。0～5歳児の児童数は平成29年にやや増加に転じましたが、平成30年以降は減少傾向が続いており、少子高齢化が進んでいる状況です。

(単位：人)



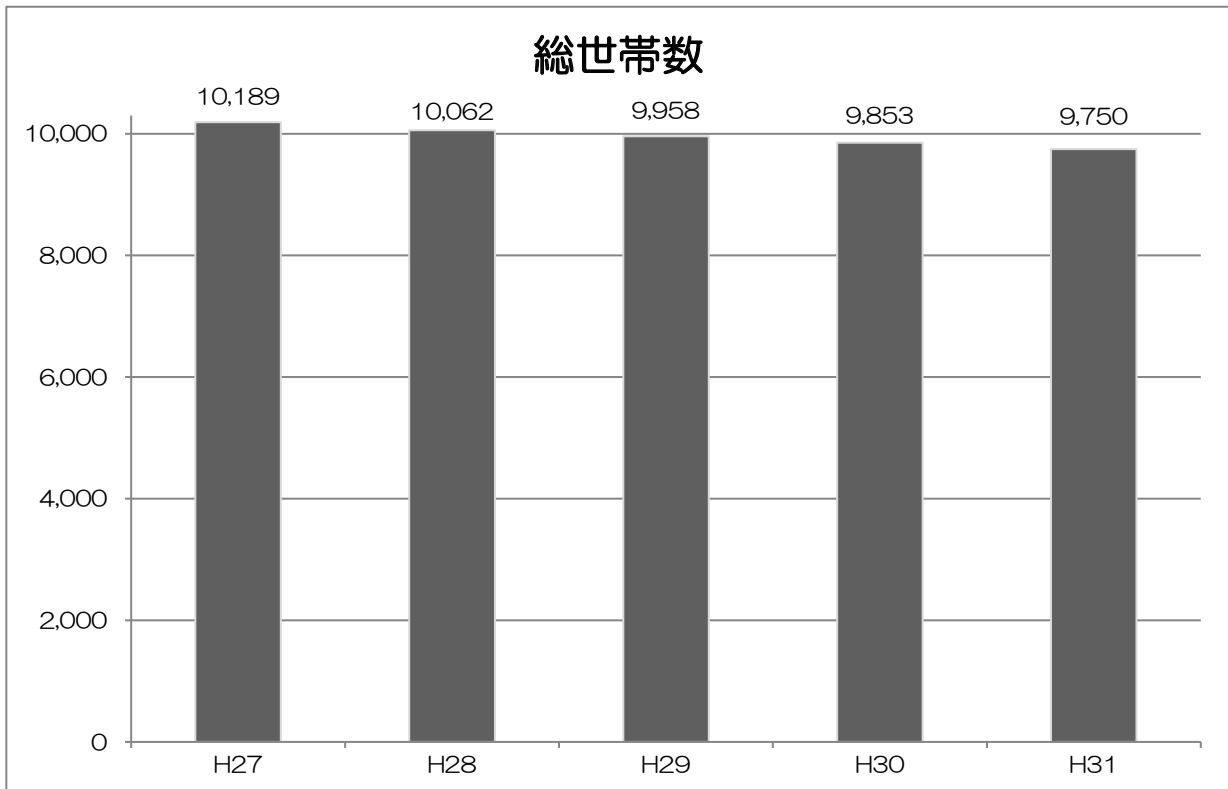
資料：各年3月31日現在の住基データより

(単位：%)



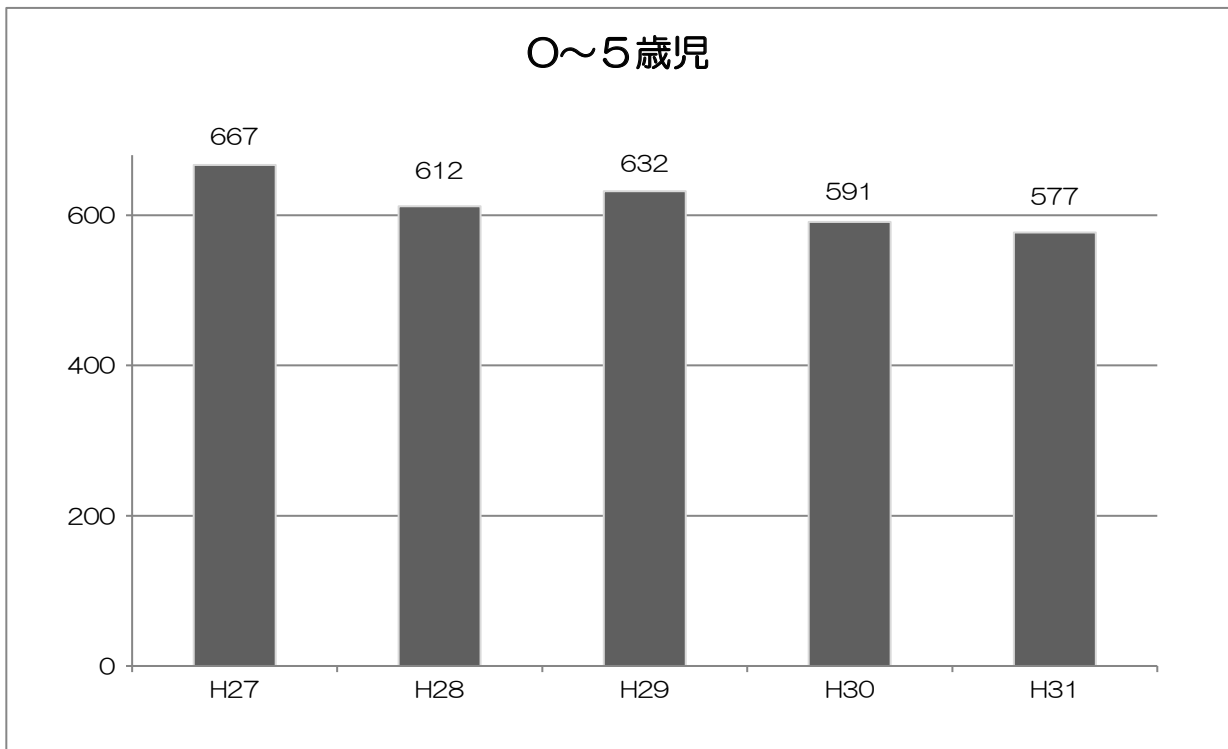
資料：各年3月31日現在の住基データより

(単位：世帯)



資料：各年3月31日現在の住基データより

(単位：人)

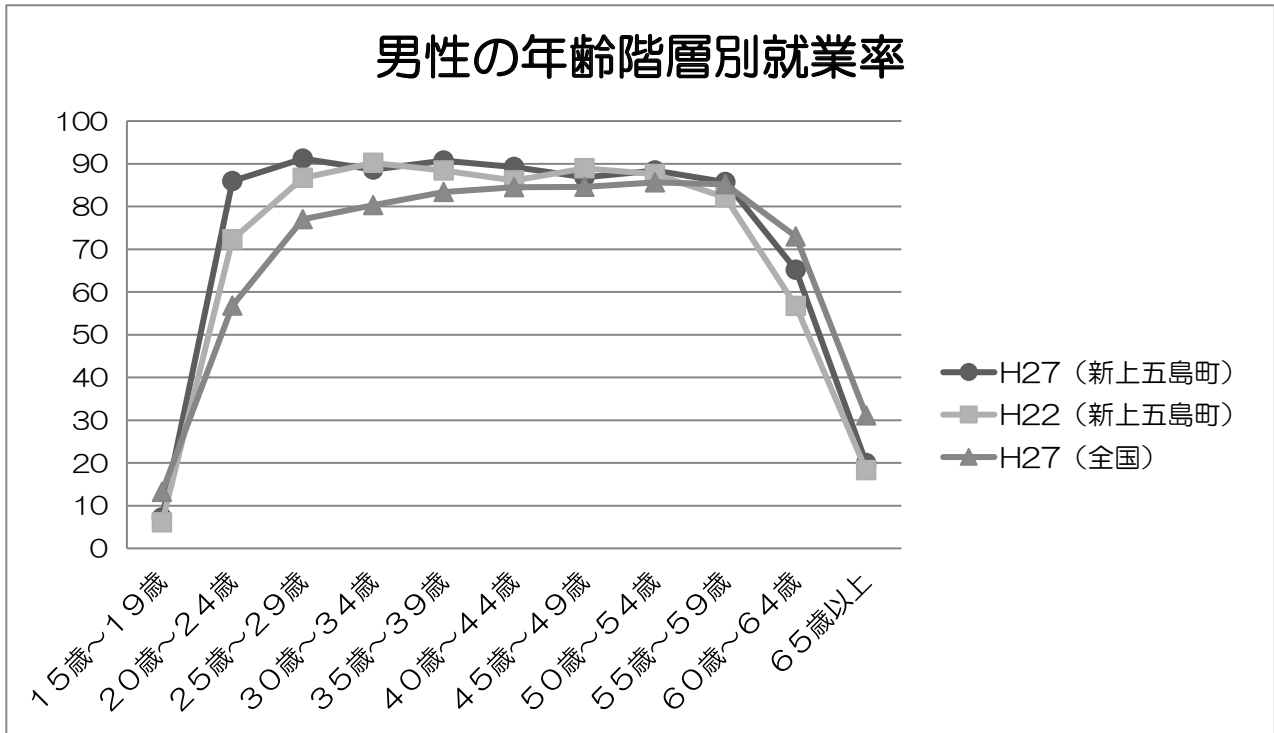


資料：各年3月31日現在の住基データより

(2) 女性の社会進出と家族構成の変化

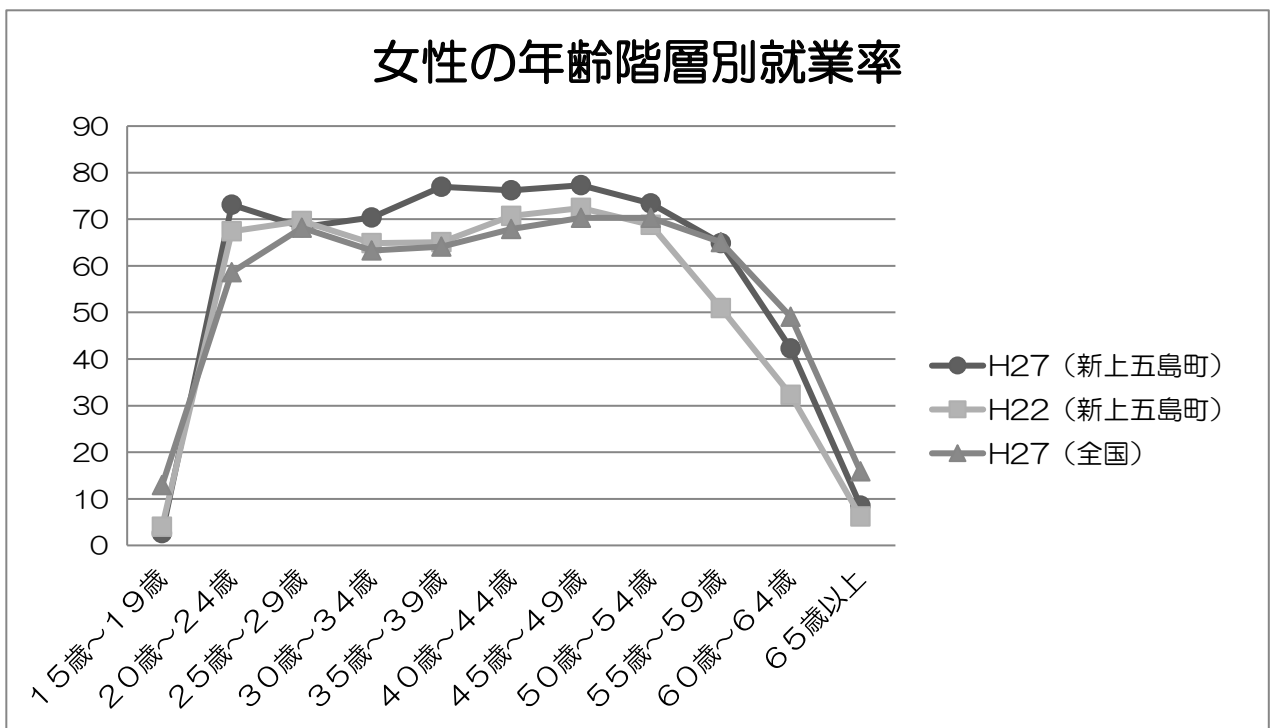
男性の就業率は、全国と同様にほぼ横ばいで推移しています。女性の就業率は、平成27年をみると全国的には30代の出産・子育て期に落ち込みが見られますが、本町は30代から就業率の上昇がみられ、他の地域とは異なった傾向にあります。また、少子化の影響で子育て世帯の割合は、年々減少してきていますが、高齢者の単独世帯及び夫婦のみの世帯の割合は増加してきています。

(単位：%)



資料：H22、H27の国勢調査より

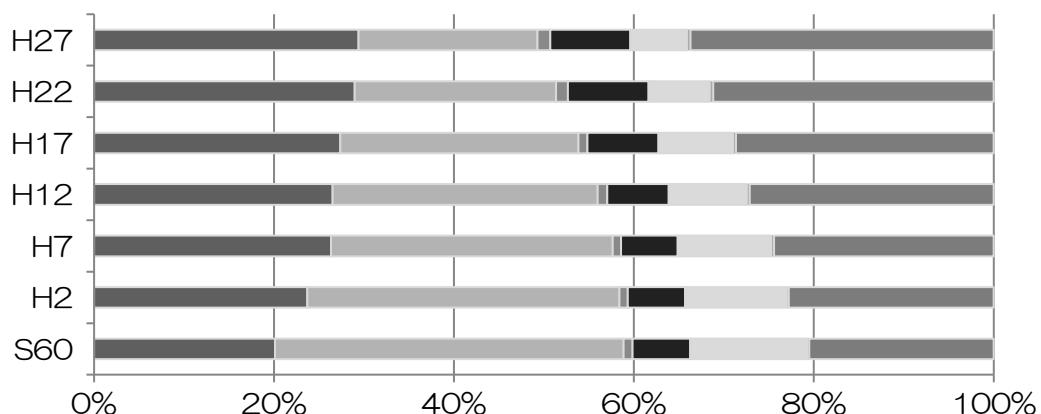
(単位：%)



資料：H22、H27の国勢調査より

(単位：%)

### 家族構成の推移

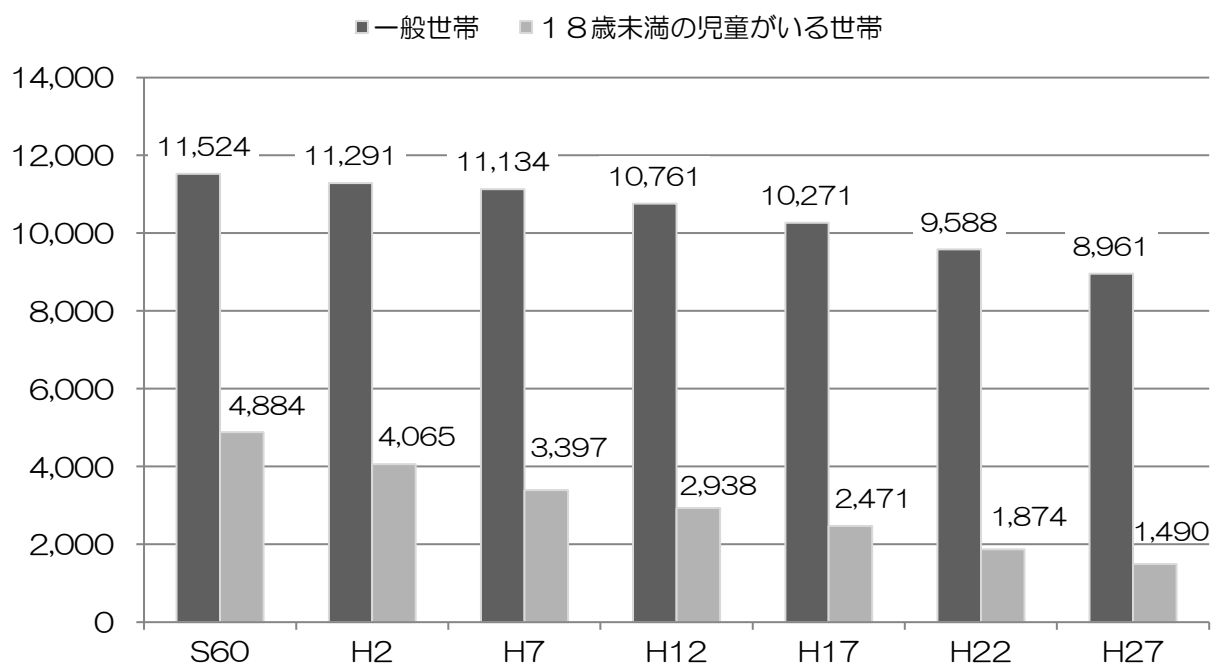


	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
■夫婦のみ	20.1	23.7	26.3	26.5	27.4	29.0	29.4
■夫婦と子ども	38.7	34.7	31.3	29.4	26.5	22.4	19.9
■男親と子ども	1.0	0.9	0.9	1.1	1.0	1.3	1.4
■女親と子ども	6.4	6.4	6.3	6.8	7.9	9.0	8.9
■その他の親族世帯	13.1	11.4	10.5	8.8	8.4	6.9	6.4
■非親族世帯	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3
■単独世帯	20.5	22.8	24.4	27.1	28.7	31.2	33.7

資料：国勢調査より

(単位：世帯)

### 一般世帯における18歳未満の 児童がいる世帯の推移



資料：国勢調査より



## 2. 子育て家庭の実態

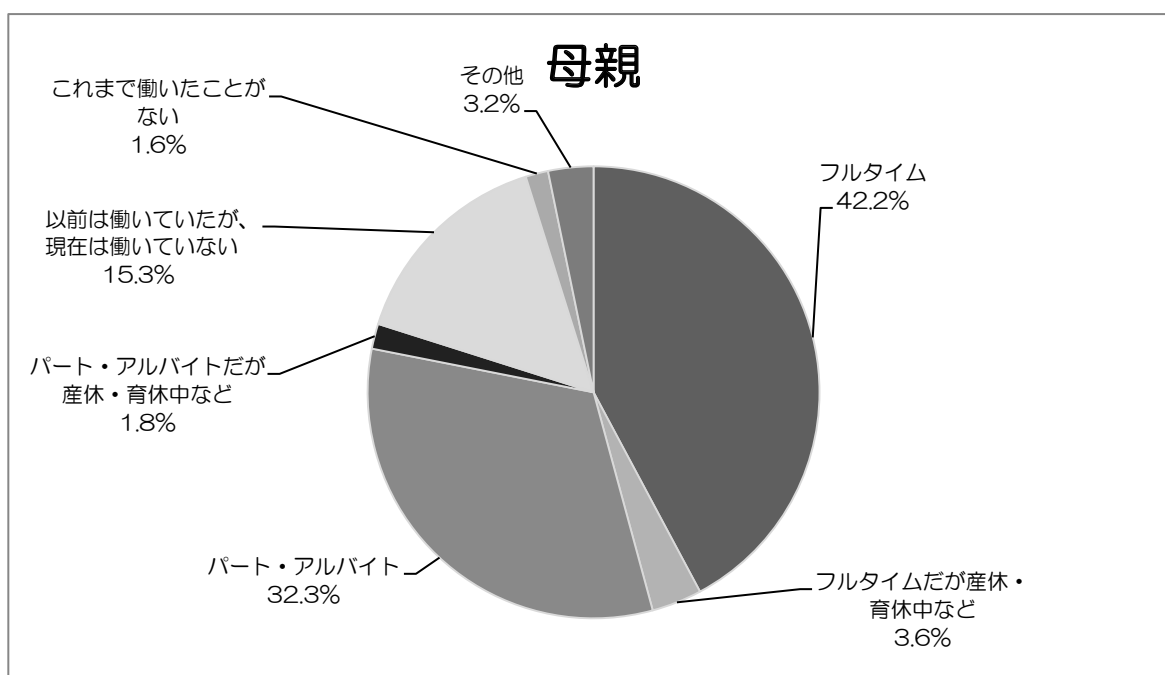
### 1. 子育て支援に関するアンケート調査結果

#### (1) 両親の就労状況と希望の就労形態

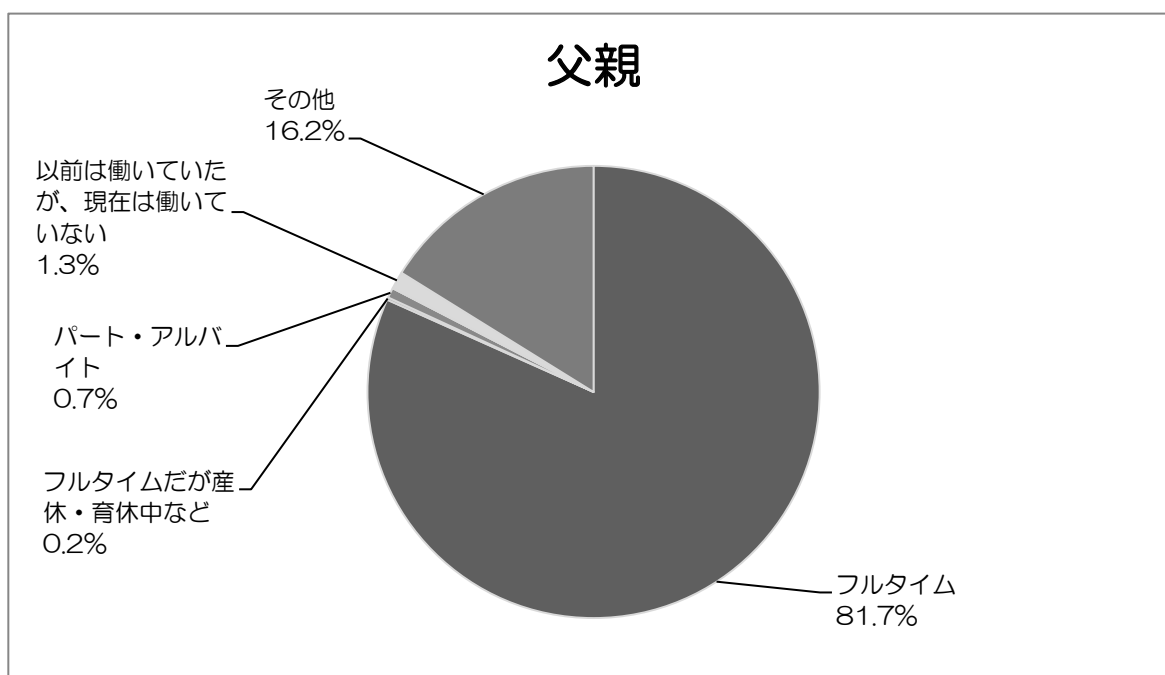
父親は、ほぼフルタイムで就労しています。母親はフルタイムとパート・アルバイトで働いている人が、79.9%となっており、共働き世帯が一般化していることがわかります。

また、現在働いていない人の86%が働きたいと考えているため、潜在的な保育・教育施設の利用ニーズがあることがうかがえます。

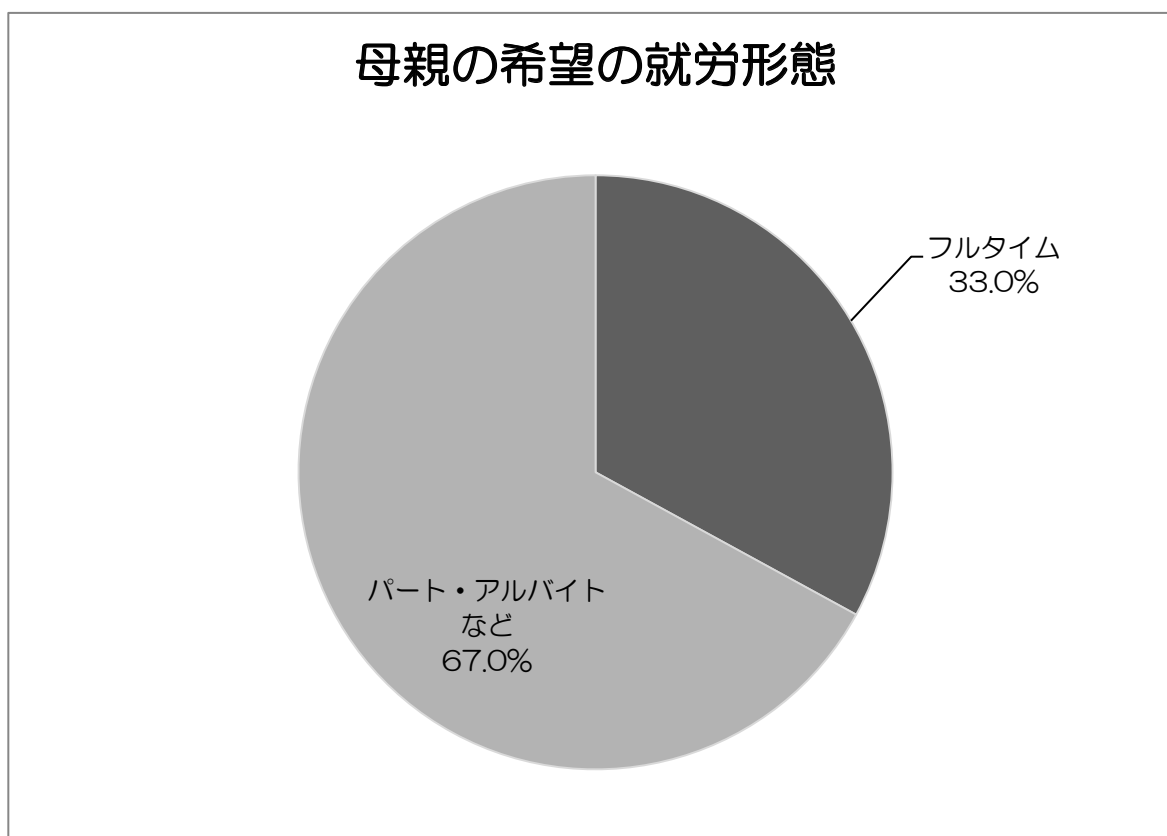
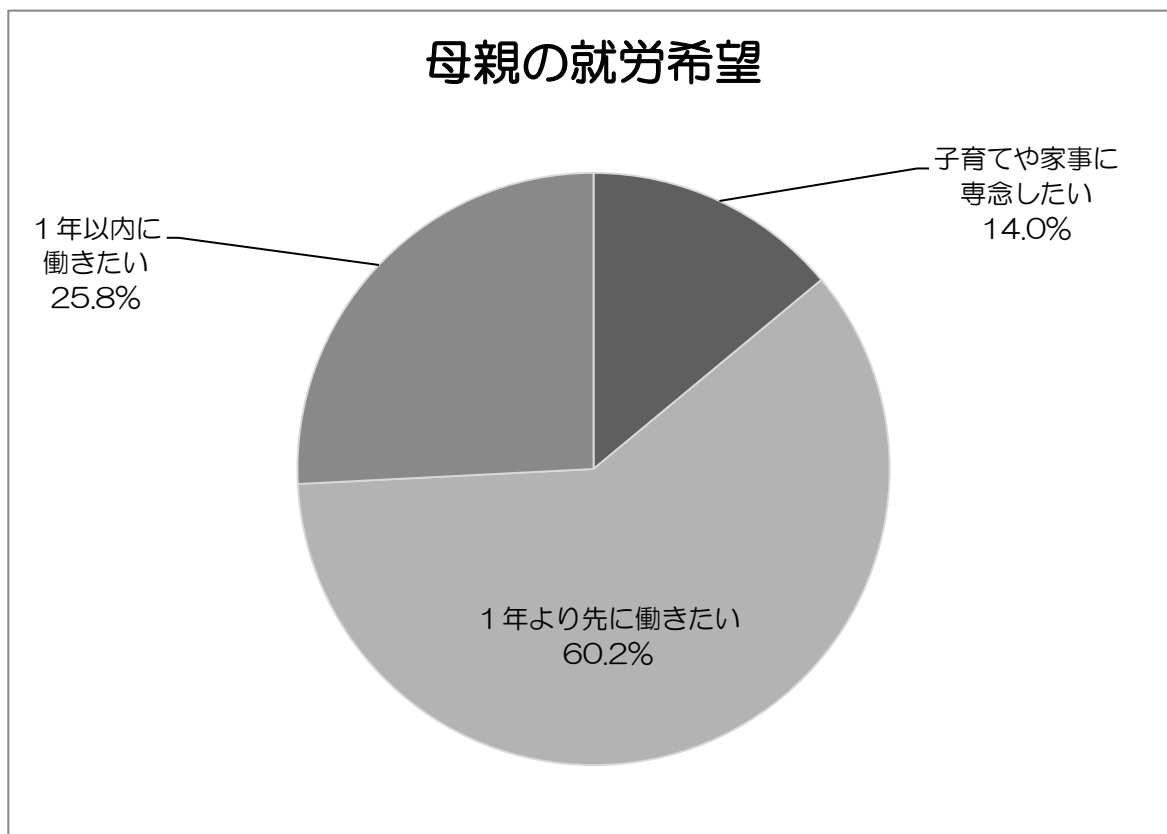
#### 母親の就労状況



#### 父親の就労状況

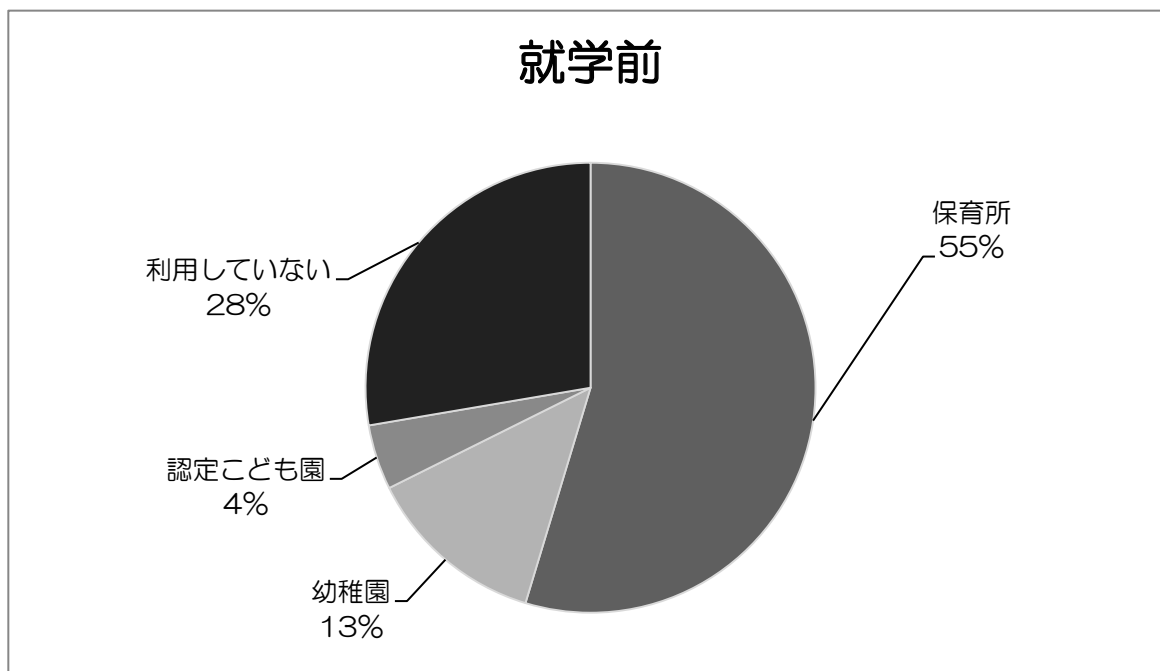


## 母親の就労希望



(2) 就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用状況

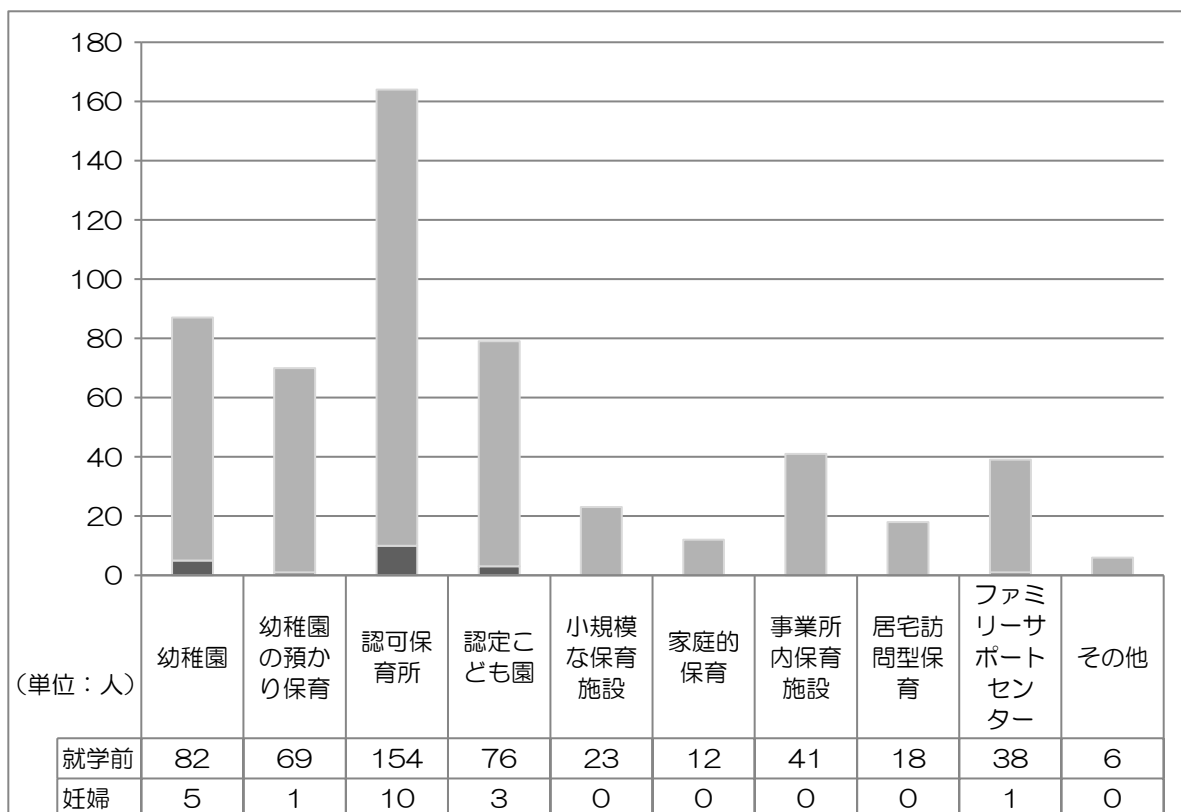
72%の人が定期的な教育・保育事業を利用しており、利用していない人が28%となっています。



※平成31年3月31日現在の5歳児以下の人口と各施設の平成31年4月1日現在の利用者数から割合を算出しています。

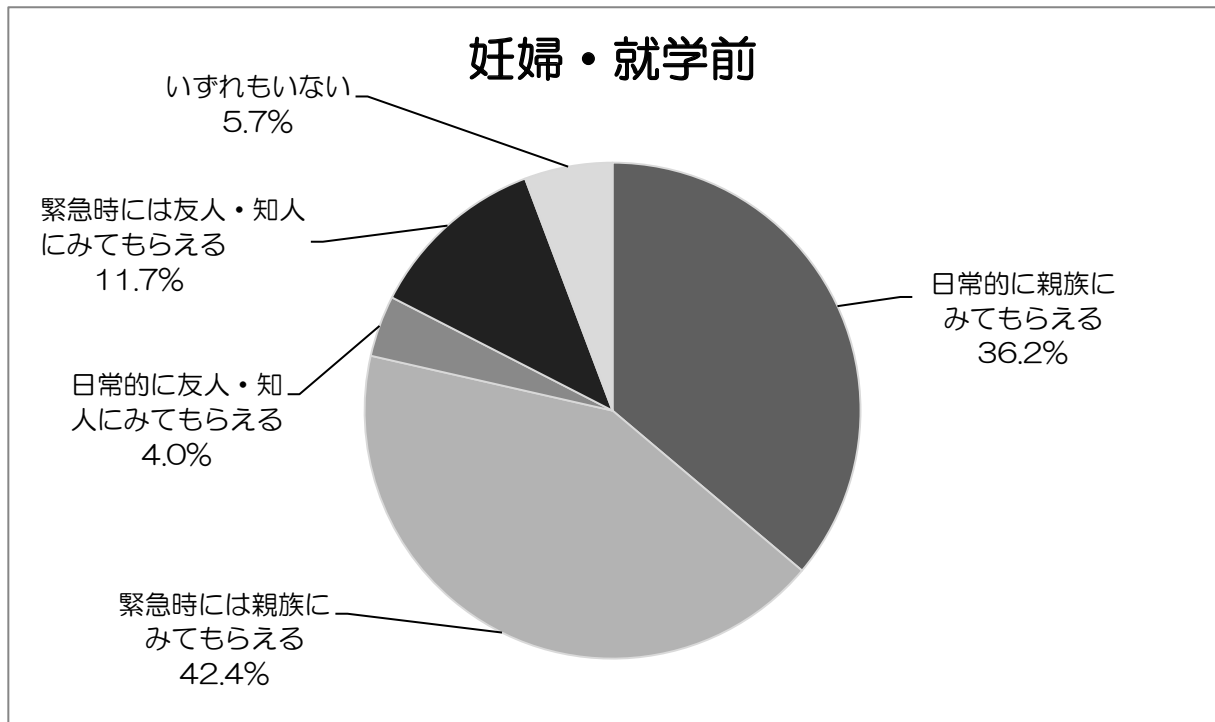
(3) 定期的にご利用したいと考える事業

利用希望としては、認可保育所、幼稚園、認定こども園の希望が多くなっています。また、平成30年より開始したファミリー・サポート・センター事業も希望が多くなっています。

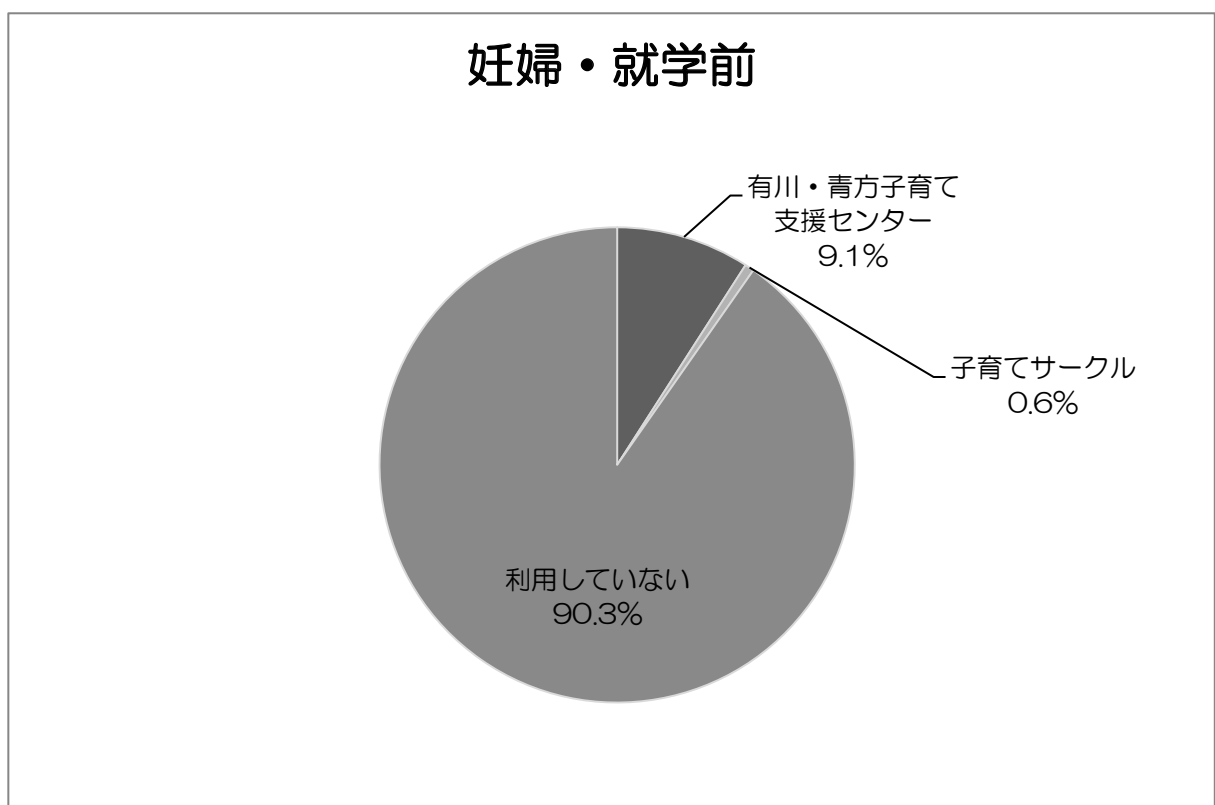


#### (4) 家庭の子育て・地域の子育て環境

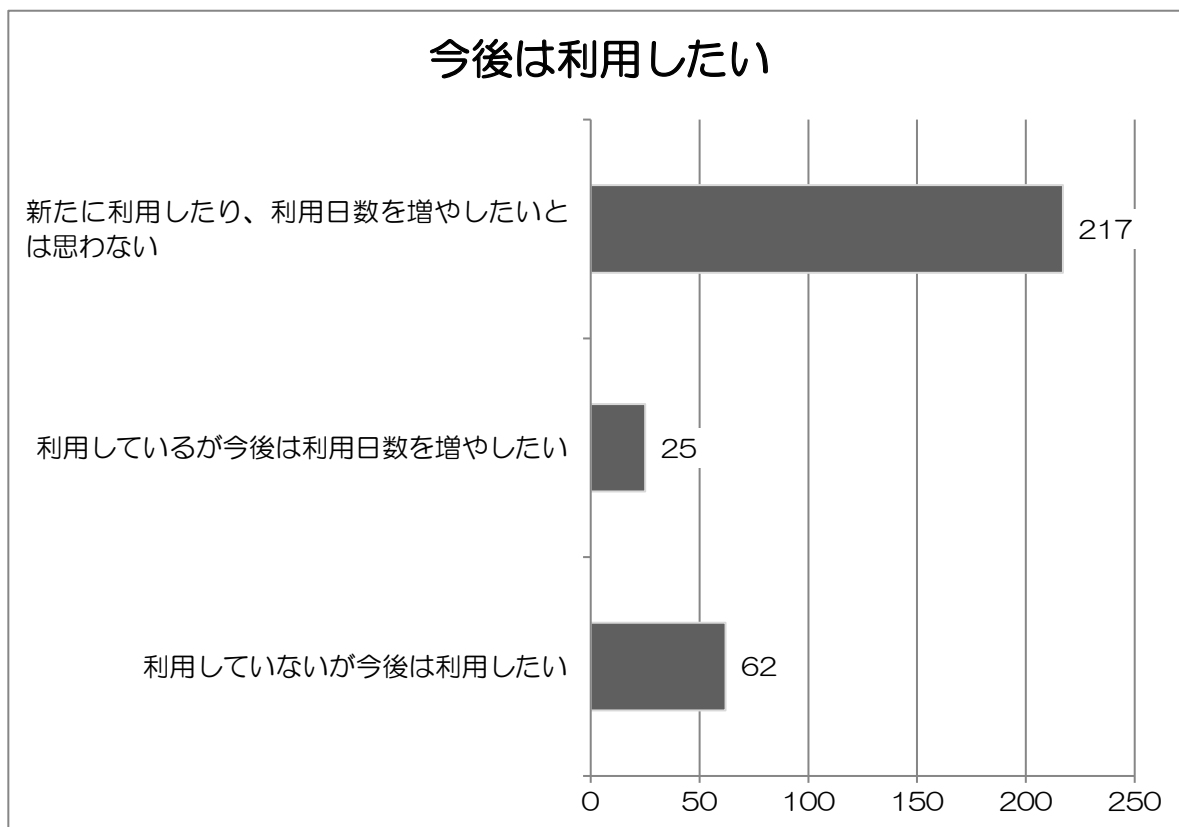
1) お子さんをみてもらえる親族知人はいるかをたずねたところ、緊急時にはほとんどの人が親族や知人に頼ることができる一方、5.7%の人が頼れる人がいないと答えています。



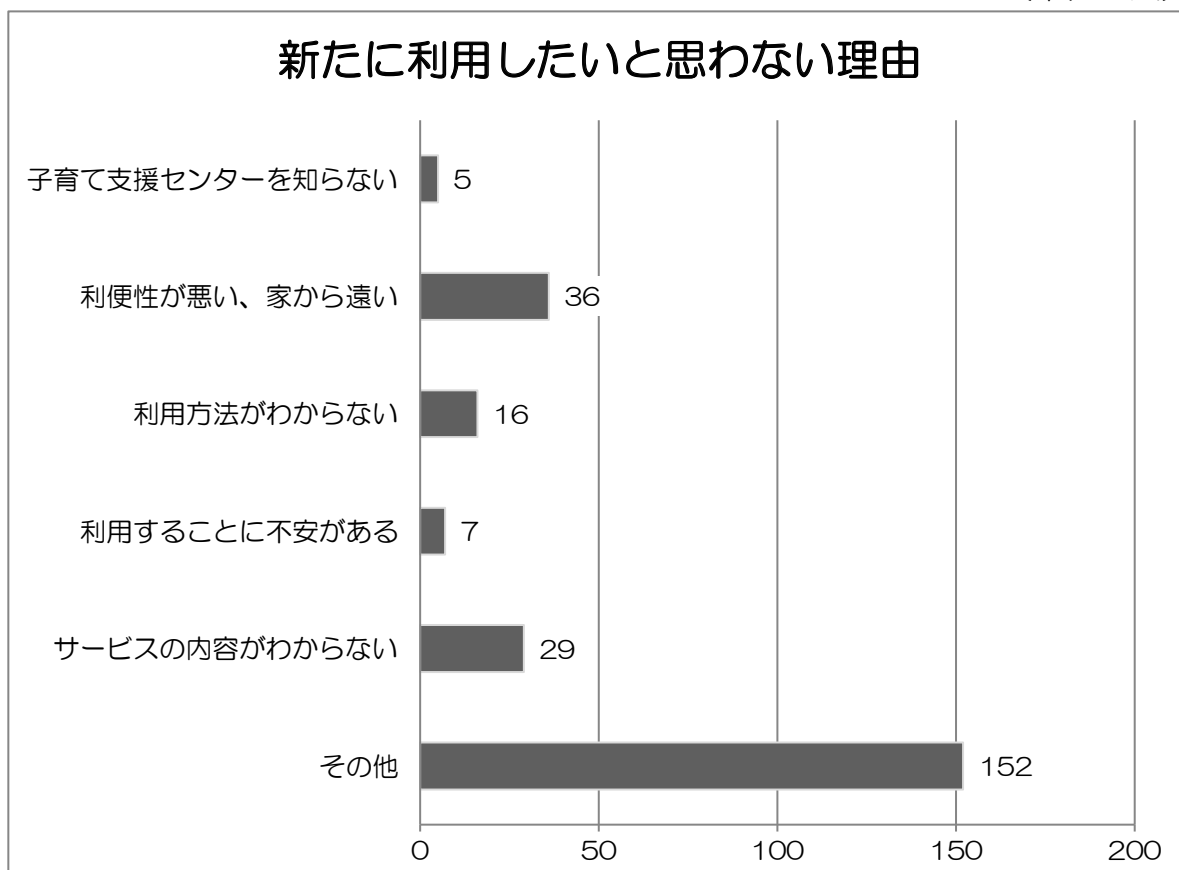
2) 地域子育て支援拠点事業を利用しているかをたずねたところ、妊婦と就学前の世帯で90.3%の人が利用していないと答えています。利用していない理由としては幼稚園・保育所等を利用しているためとの回答が多数を占めています。



(単位：人)



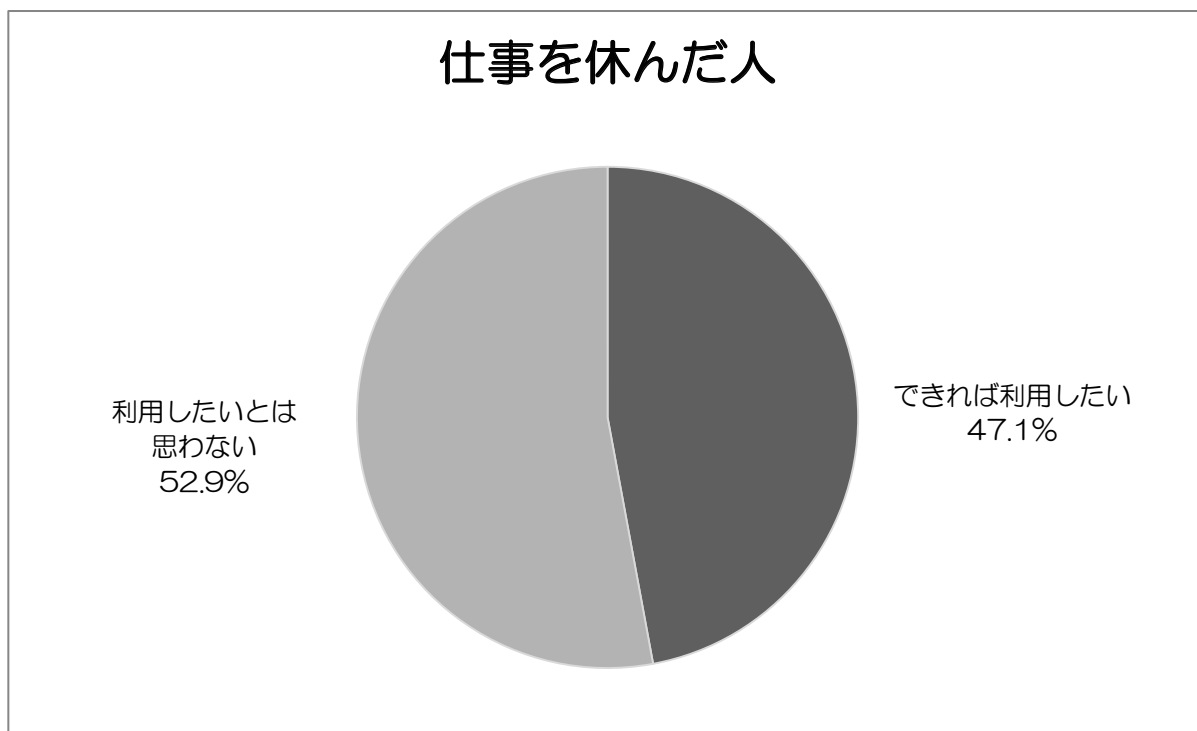
(単位：人)



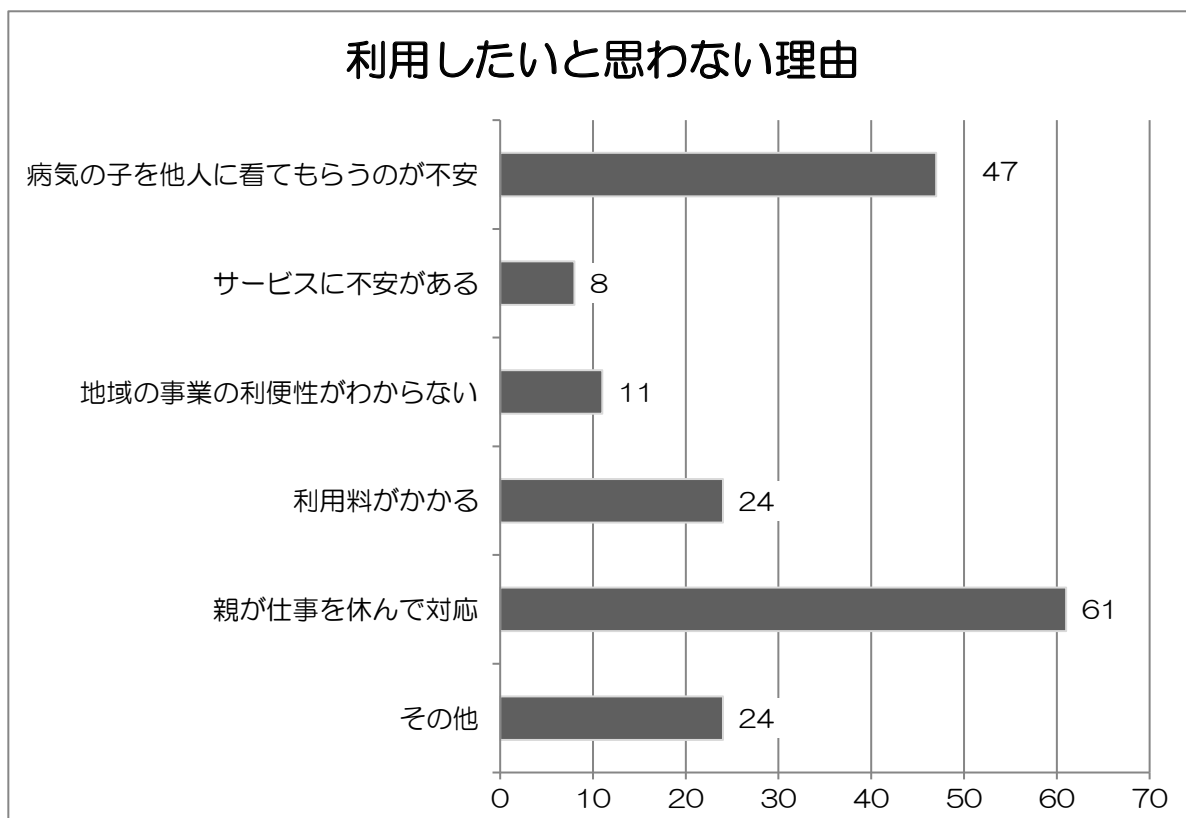
### (5) 病児・病後児保育事業

1年間に子どもの病気やケガで仕事を休んだ保護者で、47.1%が病児・病後児保育事業があれば利用したいと回答しており、高いニーズとなっています。

また、利用したいと思わない理由は、他人に見てもらふことへの不安等が半数近くとなっています。

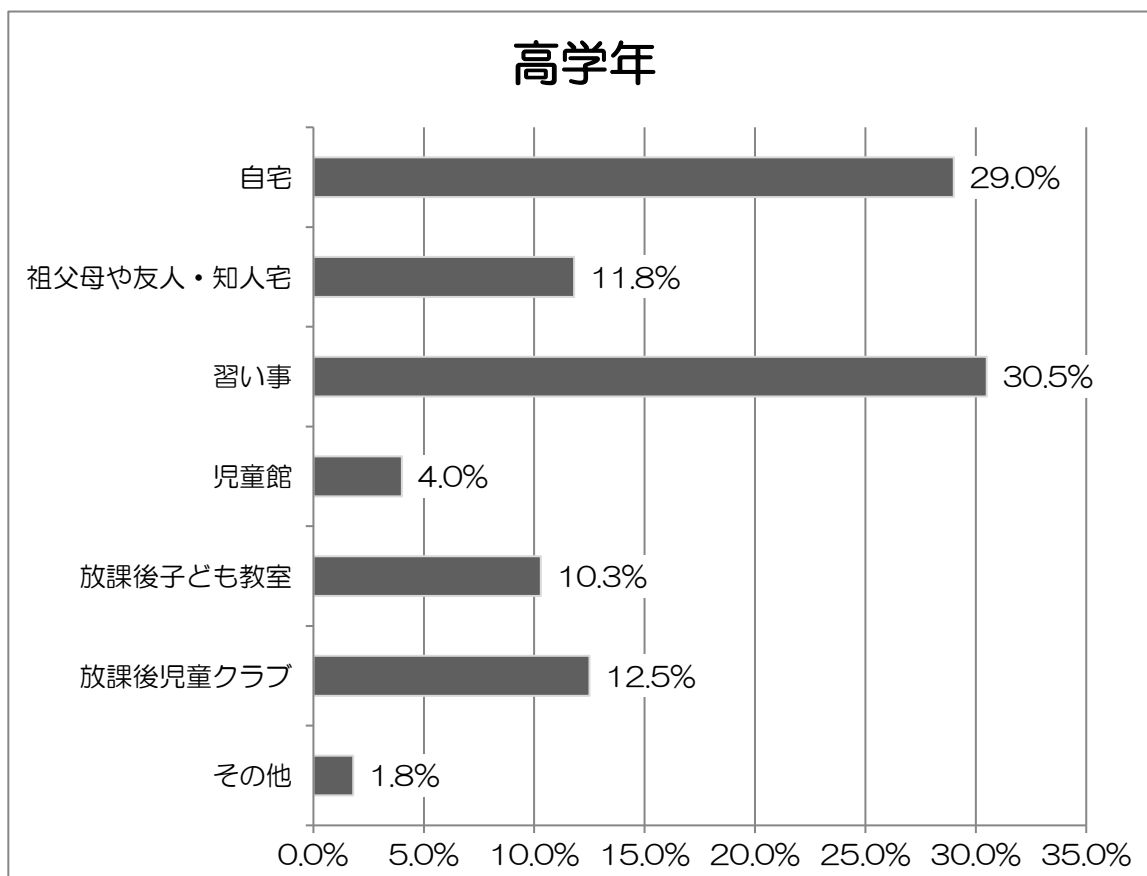
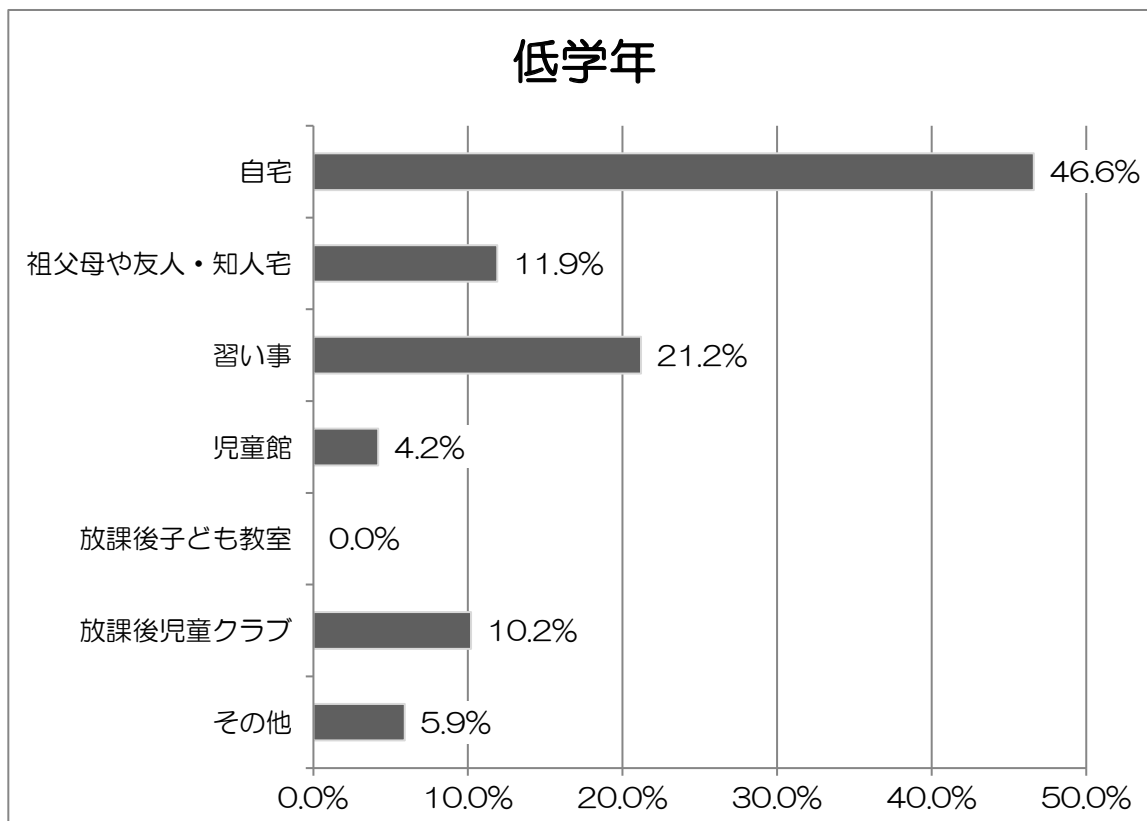


(単位：人)



## (6) 小学生の放課後の過ごし方

小学生の放課後の過ごし方の希望は、低学年が自宅、高学年は習い事がトップとなっています。放課後児童クラブ、放課後子ども教室は合わせて低学年では10.2%、高学年では22.8%となっています。



### 3. 食をめぐる現状

本町も全国と同様に核家族化の進行、共働き世帯やひとり親世帯の増加などにより、子どもの生活時間帯の変化や家族が共に食卓を囲んでコミュニケーションを図る機会が減ってきています。家族の団らんによる食の楽しさの実感に加え、規則正しい食習慣や食事のマナーなど食生活に関する基礎の習得の面からも、家族との共食は重要な課題となっています。そこで、保護者である若い世代が食に関する知識や取組を次世代につなげていけるよう食育を推進していくことが重要となってきます。

#### 1、本町の現状（食育アンケート、3歳児健診から見えてきたもの）

##### (1) う蝕の現状

よく噛んで食べることは口腔の健康や口腔機能の獲得だけでなく、心と体の健康にも関係しています。また、よく噛むためには歯の状態が良好でなくてはなりません。本町の幼児・児童・生徒の歯の状態は5年前に比べて若干改善していますが、まだまだ努力が必要な状況です。

※「よく噛んで食べる」とは、ひとくち30回以上噛んで食べることです。

区 分	新上五島町※1
よく噛んで食べる児童生徒(%)	75.1

※参考値(20歳以上を対象とした数値)  
全国※3 49.2%

区 分	新上五島町※2	長崎県※2	全国※2
3歳児のう蝕のない者の割合(%)	77.7	78.4	83.0
12歳児の一人平均う歯数(本)	1.56	1.05	0.84
3歳までにフッ化物歯面塗布を受けたことがある者の割合(%)	69.1	78.2	—
学童期におけるフッ化物洗口実施者の割合(%)	86.4	91.4	—

##### (2) 朝食の摂取状況

朝食には、「脳が目覚める」「体温を上げる」「肥満を予防する」「排便を促す」などの働きがあり、朝食を食べることによって、体が活性化され生活リズムを整えることができます。「早寝、早起き、朝ごはん」を合言葉に朝食を欠かさずとりたいものですが、本町では朝食を欠食している児童生徒がいます。理由として「時間がないから」「食べたくないから」「準備されていないから」などがありました。欠食している児童生徒が感じている体調は「眠い」「体がだるい」「頭がぼんやりする」などがあげられています。

また、内容についてはバランスのとれた（主食・主菜・副菜を組み合わせた）朝食をとっている児童生徒は42.5%、菓子パンをとっている児童生徒が27.9%います。

区 分	新上五島町※1	長崎県※3	全国※4
児童生徒の朝食摂取率(%)	87.9	98.7	94.5



### (3) 野菜を食べる頻度

野菜には、ビタミン、ミネラル、食物繊維が豊富に含まれ、食べると体によい効果がたくさんあります。約90%の児童生徒が毎日2食以上野菜料理をとっています。

区 分		新上五島町 児童※1	新上五島町 生徒※1
野菜料理を 食べる頻度	3食/日 (%)	28.4	31.1
	2食/日 (%)	60.1	60.8
	1食/日 (%)	8.6	7.4
	0食/日 (%)	1.5	0.0

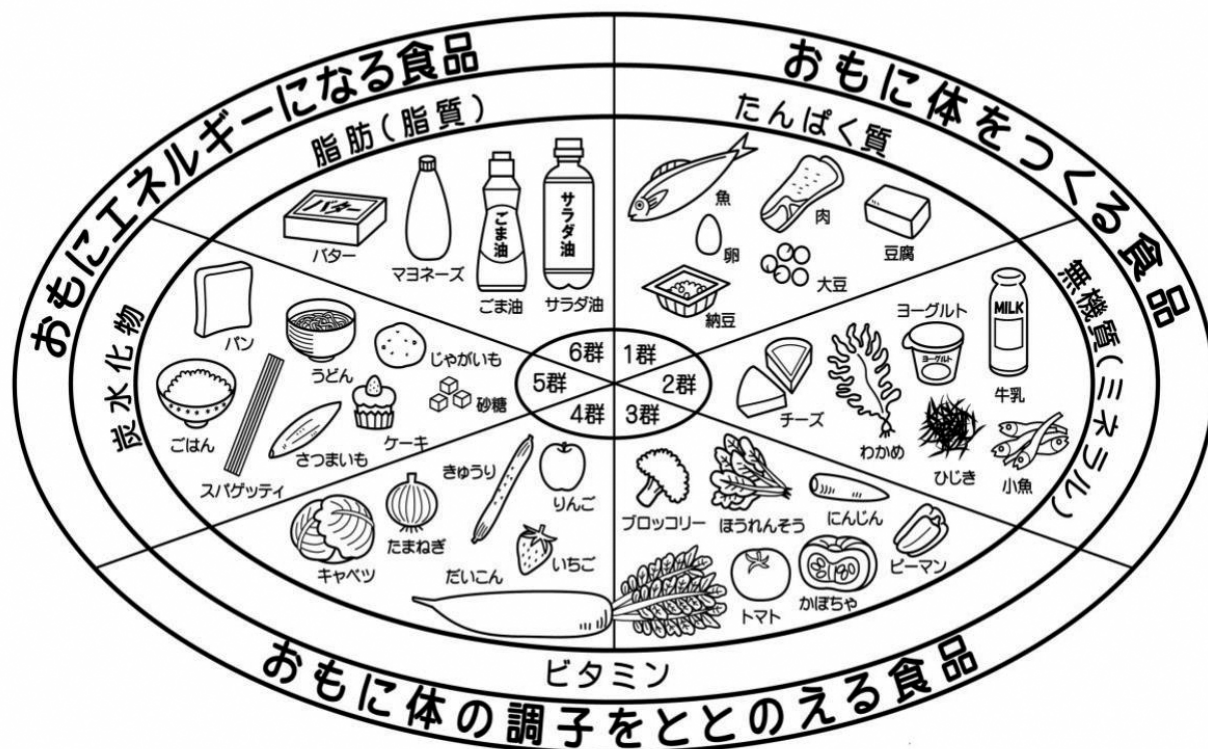
### (4) 栄養バランスの理解度

「主食・主菜・副菜をそろえる」ことを意識した食事内容は、栄養面をはじめ、見た目にもバランスのとれた食事になりやすいと言われています。「3つの食品群」、「6つの基礎食品群」は栄養バランスのとれた食事（主食・主菜・副菜）を考えると時の手助けとなります。「3つの食品群」は3歳児健診の栄養相談時や食育セミナー、小学校の授業で、「6つの基礎食品群」は中学校の授業で学習しています。約8割の児童生徒が食事や栄養について知識を身につけているようです。

区 分	新上五島町※1
食品群の食品の種類や働きを知っている児童(%)	80.6
食品群の食品の種類や働きを知っている生徒(%)	80.4



# 6つの基礎食品群で栄養バランスチェック!



## (5) 間食の摂食状況

ほとんどの児童生徒が間食をとっています。2回以上の間食をとっている児童生徒はだらだらと食べている、夜食をとっている、などが考えられ、今後、3度の食事や健康にも影響が出るのではないかと懸念されます。

区 分		新上五島町 児童※1	新上五島町 生徒※1
間食の回数	0～1回 (%)	47.0	66.9
	2回以上 (%)	51.2	31.8

## (6) 子どもの肥満の現状

厚生労働省から子どもの肥満が将来の肥満や生活習慣病に結びつきやすいとの報告があります。平成25年度と平成30年度の3歳児の体格を比べると、肥満傾向にある幼児の割合は若干減少しているなか、「太りすぎ」は増加傾向にあります。

区 分		やせ	普通	やや太り気味	太りすぎ
平成25年度	3歳児の体格 (カウプ指数) (%) ※5	8.6	62.9	25.7	2.9
平成30年度	3歳児の体格 (カウプ指数) (%) ※5	8.6	65.6	19.4	5.4

出典 ※1 食育アンケート(平成30年度新上五島町内の小学5-6年生・中学2年生対象)

※2 長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画「歯なまるスマイルプランⅡ」

※3 第三次長崎県食育推進計画

※4 第3次食育推進基本計画

※5 3歳児健康診査

## **第3章**

### **第1期子ども・子育て支援 事業計画の評価**



## 第3章 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

第1期子ども・子育て支援事業計画では、重要な5つの基本目標を掲げ、それぞれの重点施策について具体的な取り組み方針を策定し、様々な事業を行ってきました。

各事業において概ね目標（見込み）どおりの実施状況となっています。

※各事業の目標（見込み）、実施状況は平成30年度末の状況となっています。

### 1. 地域における子育ての支援（主な重点施策）

事業名	事業内容	目標 (見込み)	実施状況
幼児期の学校教育・保育の充実	全ての3歳児以上の児童が幼児教育・保育を受けることができる体制を確保します。	15箇所	14箇所
子育て支援体制の充実	子育て支援拠点施設である有川・青方子育て支援センターを中心に、児童館や認定こども園と連携することで子育て世帯の相談・支援を行います。	5箇所	5箇所
放課後児童健全育成事業の充実 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に放課後の適切な遊び、生活の場を与えて児童の健全育成を図ります。	4箇所	4箇所
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、子育てに関する不安や相談について、指導・助言を行います。	53名	90名 対象家庭 全て訪問
子育てパンフレットの作成・配布	子育てパンフレットを作成・配布することで、各種子育て支援サービスの周知徹底を図ります。	実施	平成28年度 平成30年度 作成済み
児童館事業	浜ノ浦児童館、新魚目児童館、奈良尾児童館を開館することで、子ども達が安全に過ごすことができる居場所を確保します。	3箇所	3箇所
放課後子ども教室事業	地域の方々の参画を得て、子ども達と共にスポーツ・文化活動及び地域住民との交流促進を図ります。	4箇所	4箇所

### 2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進（主な重点施策）

事業名	事業内容	目標 (見込み)	実施状況
母親学級 (上五島病院実施)	上五島病院で知識の普及と安心して安全な出産ができるようにサポートします。	月3回	月3回
妊婦健康診査助成事業	妊婦の出産にかかる健康診査費用の一部を助成し、受診しやすくすることで、妊婦の健康管理に努めます。	742回	受診延数 983回 発行数 81人

事業名	事業内容	目標 (見込み)	実施状況
妊婦歯科健診事業	妊婦の口腔管理として1回無料券を発行することで、早期に口腔の悪化防止に努めます。	無料券発行	無料券発行受診率 29.6%
不妊相談・治療の情報提供	県が行っている不妊治療の助成事業を広く情報提供していきます。	実施	町ホームページ掲載
乳児健診	集団健診、個別健診を行い、発達チェックと保健指導を実施します。	実施	受診率 集団健診 3~4ヶ月 91.4% 9~10ヶ月 95.9%
1歳6ヶ月児健診	集団で実施し、発達チェックと歯科指導・栄養相談などの子育て支援を行います。	実施	受診率 100%
3歳児健診	集団で実施し、発達チェックと歯科指導・栄養相談などの子育て支援を行います。また、視聴覚や社会性未発達児の早期支援につなげます。	実施	受診率 99%
予防接種	BCG・ポリオ・麻疹風疹混合、百日咳ジフテリア破傷風混合などの定期接種を行います。	実施	個別・集団接種率 90~100%
歯科健診とフッ素塗布	1歳2ヶ月から3歳6ヶ月までに、歯科健診とフッ素塗布し虫歯になることを防ぎます。またブラッシング指導、栄養指導を行います。	実施	年12回受診者数 386人
母子保健推進員活動	すすすくだよりの配付や、地域での声かけ訪問活動を通して健やかな子どもの成長を図ります。	実施	推進員 58人 訪問件数 2,362件
心の相談事業	各学校に心の相談員や、スクールカウンセラーを配置し、早期に子ども達の問題の発見・解決を図ります。 *スクールカウンセラーは県の事業となっています。 *心の相談員は現在の学校生活相談員です。	実施	心の相談員 中学校5校 スクール カウンセラー 小学校1校 中学校2校
各種講習会の実施	中高生に飲酒・喫煙・薬物に関する学習や性に関する学習などを行います。また、地域においても保護者への啓発活動を行います。	実施	中学校1校 性教育1回 ※町保健師 対応分
離乳食指導	乳児健診や乳児相談において離乳食の試食と栄養指導を実施します。要指導児の場合は、家庭訪問を行います。	実施	28回 294人

事業名	事業内容	目標 (見込み)	実施状況
食育指導・食育セミナーの開催	幼稚園、保育所、子育て支援センターにおいて、親子を対象に食育セミナーを実施します。	実施	78回 1,582人
小中学生の食育指導	学校の栄養教諭を中核とした食育指導を行います。また、学校給食の地場産食品利用率の向上に努めます。	実施	実施
地産体験	行政や民間（農協・漁協等）が協力して、子ども向け体験事業を実施します。	実施	実施

### 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備（主な重点施策）

事業名	事業内容	目標 (見込み)	実施状況
中高生の乳幼児ふれあい体感事業	乳幼児とのふれあいをとおして、乳幼児に対する愛情を醸成し、親の役割の重要性や命の尊さを実感させ思いやりの心を育みます。	実施	実施回数 4回 参加人数 264人
豊かな心を育てる心の教育	職業教育や道徳教育など、心や生きる力を重視した教育を実施します。	実施	各学校等で 実施
学校評議員制度・学校支援会議の活用	学校評議員制度や学校支援会議の活用を図り、地域及び家庭と学校との連携・協力体制の強化に努めます。	実施	実施
幼保小の連携体制の充実	小学校への適切な移行など、就学前教育のあり方について、家庭・保育所・幼稚園・小学校等との情報交換を行える連携体制づくりを進めます。	実施	特別支援教育コーディネーター 連絡協議会 3回
家庭教育学級・講座の開催	全ての幼稚園で子育てに関する講座を開催し、家庭教育の支援充実を図ります。	実施	実施回数 27回
子育て講座や人材育成事業	子育て講座を開催し、子育てに関する知識を深めるとともに、子育て世帯を支援してくれる人材の育成に努めます。	実施	実施回数 8回 参加人数 132人

### 4. 職業生活と家庭生活との両立の推進（主な重点施策）

事業名	事業内容	目標 (見込み)	実施状況
意識啓発の推進	仕事優先の組織や職場風土を見直すための啓発活動を推進し、意識の改革を図ります。	実施	実施
専門的な知識と県の連携	福祉事務所や保健所など県の関係機関と連携し、専門的な知識の普及を図ります。	実施	実施

事業名	事業内容	目標 (見込み)	実施状況
出産・育児家庭の支援	産前産後・育児休業での保育施設等の円滑な利用体制を確保します。また、企業や関係機関と連携し子育て世帯の出産から育児までの支援の拡充を図ります。	実施	実施

## 5. 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進（主な重点施策）

事業名	事業内容	目標 (見込み)	実施状況
要保護児童対策地域協議会等の活用	要保護児童対策地域協議会等を中心に、児童虐待防止のための広報啓発及び育児不安や虐待・いじめ等の問題を早期に発見・対応するよう関係機関と連携し活動します。	実施	実施
ひとり親家庭の支援事業	ひとり親家庭の子どもの学習支援や、福祉事務所の家庭相談員による相談事業など、関係各機関と連携し、孤立しがちなひとり親家庭の支援を行います。	実施	実施
母子家庭の母の就労支援	母子家庭の母に対し、福祉事務所の母子自立支援員と共同で、就職・転職など自立に向けた就労支援を行います。	実施	実施
療育支援体制の充実	保育所・幼稚園・発達センター、学校など関係機関の連携を強化し、迅速かつきめ細やかな支援を行います。	実施	実施
障がい児支援の充実	保育所や幼稚園、学校における障がい児の受け入れ体制の強化と職員の質の向上を図るための研修を行います。	実施	実施



## 第4章

### 計画の目指す方向性



## 第4章 計画の目指す方向性

### 1. 基本理念

#### 『ふれあい、支えあい、助けあい、みんなで育てよう未来の宝』

第1期子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承し、島の宝である子どもを地域全体で育て、子育て世帯の負担や不安、孤立化の解消を図ることを目的とし、子育て世帯を支える体制の整備を推進します。

近年、少子化の進行、働き方や価値観の多様化など、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。本町においても急速な少子化、共働き世帯の増加など家庭環境が変化する中、行政と子育て世帯や地域住民、企業・関係団体・関係機関が連携し、計画の遂行を図ります。

### 2. 施策の方向性

本計画は、第1期の施策目標の評価を踏まえ、重要な5つの基本目標を掲げ、基本理念の実現を目指していきます。

#### 基本目標

- 目標1 地域における子育ての支援
- 目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 目標4 要保護児童や障がい児等への対応などきめ細やかな取組の推進
- 目標5 食育の推進

上記の5つの基本目標を達成するために、それぞれの目標に対して主要な課題を掲げ、その課題の解消に向けた施策の展開を図っていきます。

### 3. 計画の体系

基本目標	主要課題	施策の展開
地域における 子育ての支援	地域における子育て 支援サービスの充実	①子育て支援サービスの充実 ②子育て支援体制の充実 ③放課後児童健全育成事業の充実
	保育サービスの充実	①保育サービスの充実 ②サービスの質の確保
	子育て支援体制の確立	①子育て支援のネットワークづくり ②子育ての情報提供・意識啓発
	子どもの健全育成	①子どもの居場所づくり ②地域活動の推進 ③青少年非行等の問題に対するための 支援体制の充実
母性並びに乳児及び幼児 等の健康の確保及び増進	安全で快適な妊娠・ 出産と不妊への支援	①安心・安全な妊娠出産への支援 ②妊婦健康診査の充実 ③不妊相談・治療の支援充実
	子どもの健やかな 成長と発達の支援	①乳幼児健康診査の充実 ②病気の予防・早期発見・早期治療 の支援充実 ③乳幼児の心身の安全の確保
	思春期の保健対策や 健康教育の推進	①十代の心身の健康の確保 ②健康知識を身につける学習機会の 充実 ③親や地域向けの啓発活動
子どもの心身の 健やかな成長に資する 教育環境の整備	次世代の親の育成	①子どもを産み育てることの意義に 関する学習機会の提供 ②心や命の大切さを学ぶための環境 づくり
	子どもの生きる力の 育成に向けた学校の 教育環境等の整備	①確かな学力を育む授業の改善 ②豊かな心を育てる心の教育の推進 ③健やかな体を育てる健康教育の推 進 ④信頼される学校づくり ⑤幼児教育の充実
	家庭や地域の 教育力の向上	①家庭教育への支援の充実 ②地域の教育力の向上

## 基本目標

要保護児童や障がい児等への対応などきめ細やかな取組の推進

## 食育の推進

## 主要課題

児童虐待防止対策の強化

ひとり親家庭等の自立支援の推進

障がいのある子どもと親への支援施策の充実

医療的ケアが必要な子どもへの支援

子どもの貧困対策の推進

乳幼児期からの歯科疾患予防の推進

若い世代を中心とした食育の推進

多様な暮らしに対応した食育の推進

健康づくりにつながる食育の推進

## 施策の展開

- ①虐待の発生予防
- ②虐待の早期発見・早期対応

- ①相談支援体制の充実
- ②就業に関する支援
- ③子育て、生活支援の取組み

- ①早期発見・早期療育支援体制の整備
- ②関係機関との連携強化
- ③障がい児保育等の充実
- ④就学相談、教育体制の充実

- ①関係機関との連携強化
- ②医療的ケア児のニーズの把握
- ③相談支援体制の充実

- ①教育・生活の支援
- ②保護者に対する就労の支援
- ③経済的支援

- ①乳幼児期からむし歯予防の支援
- ②幼児期の歯科健康診査・フッ素塗布の機会の充実
- ③幼児期から中学生まで切れ目のないフッ化物洗口の実施

- ①早寝・早起き・朝ごはんの推進
- ②肥満傾向児への支援

- ①楽しく食に関する体験ができる取組の推進

- ①乳幼児期からの栄養バランスのとれた食生活の普及



# 第5章

## 施策の展開





## 第5章 施策の展開

本計画の推進にあたっては、5つの基本目標を達成するために、重点的に取り組む施策を「重点施策」として位置づけ、引き続き優先的に取り組んでいきます。

### 1. 具体的取り組み方針と重点施策

#### (1) 地域における子育ての支援

##### 目 標

子育て世帯の親と子どもが、何らかの子育て支援を受けることができる体制を教育・保育提供区域ごとに確保できるように努めます。

また、子育て世帯が孤立化しないように、行政だけでなく地域及び企業・関係機関が連携し、安心して子育て支援サービスを利用できる体制を構築していきます。

##### 取り組みの方針

- 令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化による保護者のニーズを的確に把握し、子育てに関する情報提供を行い、子育て世帯のニーズにあった幼児教育・保育サービスの利用支援を図ります。
- 国際化の進展に伴い、外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもの保育・教育等の円滑な利用のために、保護者及び教育・保育施設等に必要な支援・配慮に取り組めます。
- 子育て世帯、子育て支援センター、保育所、幼稚園、学校、地域住民も参加して町全体で子育てを支援するネットワークの構築を図ります。
- 家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、関係機関と連携し、育児休業法等の制度の普及・促進に努めます。
- 小学生が放課後に安心して過ごせる生活の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、地域の方々の参画を得て、郷土の伝統などを学んだりすることで、地域住民との交流促進を図ります。

## 重点施策

番号	事業名	事業内容
1	幼児期の学校教育・保育の充実	全ての3歳児以上の児童が幼児教育・保育を受けることができる体制を確保します。
2	子育て支援体制の充実	子育て支援拠点施設である有川・青方子育て支援センターを中心に、児童館や認定こども園と連携することで子育て世帯の相談・支援を行います。
3	放課後児童健全育成事業の充実 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に放課後の適切な遊び、生活の場を与えて児童の健全育成を図ります。
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し子育てに関する不安や相談について、指導・助言を行います。
5	子育てパンフレットの作成・配布	子育てパンフレットを作成・配布することで、各種子育て支援サービスの周知徹底を図ります。
6	児童館事業	浜ノ浦児童館、新魚目児童館、奈良尾児童館を開館することで、子ども達が安全に過ごすことができる居場所を確保します。
7	放課後子ども教室事業	地域の方々の参画を得て、子ども達と共にスポーツ・文化活動及び地域住民との交流促進を図ります。
8	青少年非行等の問題に対するための支援体制の充実	要保護児童対策地域協議会を中心に、保護者、学校、行政、警察などの関係機関が連携し、青少年の非行・引きこもり・不登校に対応する支援体制を確保します。

## (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

### 目 標

結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を行い、安心・安全な子育て環境の整備を図ります。

また、子どもの健やかな成長と発達のため、健康診査や病気の予防に努め、乳幼児期から病院と連携の強化を図り、早期発見・早期治療を目指します。

### 取り組みの方針

○子育て世代包括支援センターの開設により、妊娠初期から子育て期にわたって、関係機関の連携による切れ目のない支援を行います。

○産科医療機関である上五島病院と連携し、妊娠から出産まで安心・安全な支援を行っていきます。

○乳幼児健康診査の内容を充実させるとともに、乳児全戸訪問で子育て家庭の環境を把握し、保健師を中心に子育てについての悩み事の解消を図ります。

○近年、10代でのうつ病が増加傾向にあるため、学校・保護者・医療機関などとの連携を強化し、思春期の子ども達の心身の健康を確保します。

## 重点施策

番号	事業名	事業内容
1	母子健康手帳の交付	交付時に妊婦の状況等を的確に把握し、必要な保健指導や栄養指導を行います。また医療機関と連携をし、妊産婦の支援に努めます。
2	妊婦健康診査助成事業	妊婦にかかる健康診査費用の一部を助成し、受診しやすくすることで、妊婦の健康管理に努めます。
3	妊婦歯科健診事業	妊婦の口腔管理として、1回無料券を発行することで、早期に口腔の悪化防止に努めます。
4	不妊相談・治療の情報提供	不妊治療助成事業を広く情報提供していきます。
5	乳児健診	集団健診（3～4ヶ月と9～10ヶ月の2回）と個別健診を医療機関で2回実施し、発達のチェックと栄養指導、歯の指導などを実施します。
6	乳幼児健康相談	2ヶ月から就学前までの乳幼児を対象に、発達チェック、栄養相談、健康相談を行うほか、親子交流の場としていきます。
7	1歳6ヶ月健診 （一般・歯科）	集団で実施し、発達のチェックと早期発見、歯科指導、栄養指導、育児相談指導で子育て支援を行います。
8	3歳児健診 （一般・歯科）	集団で実施し、発達のチェックと早期発見、歯科指導、栄養指導、育児相談指導を行います。また、視聴覚や社会性未発達児の早期支援につなげます。
9	5歳児健診 （一般・歯科指導）	集団で実施し、3歳児健診後のスクリーニング検査として、発達のチェック、歯科指導、栄養指導、育児相談指導を行います。また、視聴覚や社会性未発達児の早期支援、就学に向けた支援につなげます。
10	予防接種	BCG、四種混合、麻疹風疹混合、水痘、B型肝炎、小児肺炎球菌等の定期接種を行います。
11	母子保健推進員活動	すくすくだよりの配付や、地域での声かけ訪問活動を通して健やかな子どもの成長を図ります。
12	心の相談事業	各学校に学校生活相談員やスクールカウンセラーを配置し、早期に子ども達の問題の発見・解決を図ります。
13	各種講習会の実施	中高生に飲酒・喫煙・薬物に関する学習や性に関する学習などを行います。また、地域においても保護者への啓発活動を行います。

### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### 目 標

子どもを生み育てることの意義、豊かな心の育成や命の大切さを学ぶための環境を整備し、家庭や地域の教育力の向上を目指します。

また、子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備を図り、子ども達の健やかな成長を目指します。

#### 取り組みの方針

- 男女が協力して家庭を築くことの意義に関することの学習機会の提供を図り、次世代の親の育成を目指します。
- 中高生の乳幼児ふれあい体感事業を通して、乳幼児に対する愛着の感情を醸成し、親の役割の重要性を認識させるとともに、命の尊さを実感させ思いやりの心を育てていきます。
- 確かな学力を育む授業・豊かな心を育てる心の教育・健やかな身体を育てる健康教育の推進を図り、子ども達の生きる力を育成していきます。また、保育所・幼稚園・小学校の連携を強化し、幼児教育の充実を図っていきます。
- 家庭における教育について学習する機会を設け、家庭教育の支援を充実させることで家庭や地域の教育力の向上を図ります。
- 幼稚園・保育所・認定こども園などの教育・保育サービスの充実を図り、子育て世帯の負担軽減を図ります。

#### 重点施策

番号	事業名	事業内容
1	中高生の乳幼児ふれあい体感事業	中高生の乳幼児ふれあい体感事業を通して、乳幼児に対する愛着の感情を醸成し、親の役割の重要性を認識させるとともに、命の尊さを実感させ思いやりの心を育みます。
2	豊かな心を育てる心の教育	職業教育や道徳教育など、心や生きる力を重視した教育を実施します。
3	学校評議員制度・学校運営協議会制度の活用	学校評議員制度や学校運営協議会制度の活用を図り、地域及び家庭と学校との連携・協力体制の強化に努めます。
4	幼保小の連携体制の充実	小学校への適切な移行など就学前教育のあり方について、家庭、保育所、幼稚園、小学校等との情報交換を行える連携体制づくりを進めます。
5	家庭教育学級・講座の開催	全ての幼稚園において、子育てに関する講座を開催し、家庭教育の支援を図ります。

番号	事業名	事業内容
6	子育て講座や人材育成事業	子育て講座を開催し、子育てに関する知識を深めるとともに、子育て世帯を支援してくれる人材の育成に努めます。

#### (4) 要保護児童や障がい児等への対応などきめ細やかな取組の推進

##### 目 標

児童虐待を防止し、全ての子どもが健やかに成長できる環境の整備に努めます。

また、ひとり親家庭の自立支援や障がい等のある子どもと親への支援体制を充実させ、安定した生活が送れるように連携を強化します。

さらに子どもの将来が、生まれ育った環境で左右されないよう、必要な環境整備を行います。

##### 取り組みの方針

- 子育て家庭の養育環境等の把握に努め、虐待の発生予防を目指し、体罰によらない子育て等の推進を行います。
- 要保護児童対策地域協議会等を中心に、児童虐待防止のための広報啓発に努め、虐待やいじめ等の問題を早期に発見・対応できるよう連携を強化します。
- ひとり親家庭の自立支援のために福祉事務所の母子・父子自立支援員と連携し、安定した生活が送れるように就労支援を行います。
- こども発達センターを中心に、気になる子どもへの早期の療育支援を行うとともに、保育所や病院などの関係機関と連携することで、子育て世帯の不安や負担の軽減を図ります。
- 医療的ケアが必要な子どもやその保護者が安心して生活が送れるよう、保育所や幼稚園、病院等の関係機関と連携し支援を行います。

##### 重点施策

番号	事業名	事業内容
1	要保護児童対策地域協議会等の活用	要保護児童対策地域協議会等を中心に、児童虐待防止のための広報啓発及び育児不安や虐待・いじめ等の問題を早期に発見・対応するよう関係機関と連携を強化し活動します。

番号	事業名	事業内容
2	ひとり親家庭の支援事業	ひとり親家庭の子どもの学習支援や福祉事務所の家庭相談員による相談事業など、関係機関と連携し、孤立しがちなひとり親家庭の支援を行います。
3	母子家庭の母の就労支援	母子家庭の母に対し、福祉事務所の母子・父子自立支援員と共同で、就職・転職など自立に向けた就労支援を行います。
4	療育支援体制の充実	保育所、幼稚園、こども発達センター、学校などの関係機関の連携を強化し、迅速かつきめ細やかな支援を行います。
5	障がい児支援の充実	保育所や幼稚園、学校における障がい児の受け入れ体制の強化と職員の質の向上を図るための研修を行います。
6	医療的ケア児の支援	保育所や幼稚園、学校における医療的ケア児の受け入れと医療機関との連携体制整備を行います。
7	実費徴収に係る補足給付事業	保育所や幼稚園、学校に支払う日用品・文房具などの購入に要する費用等を助成します。

## (5) 食育の推進

### 目 標

乳児期から歯・口腔機能(噛む、飲み込む)の発達状況に応じた支援を行い、  
 歯科疾患予防や食べ方に着目した支援を積極的に行います。

子どもへの食育(望ましい食習慣と正しい知識・判断力の習得など)は、健全な心身と豊かな人間性を育てていく基礎をなすものであり、子どもの成長や発達に合わせた切れ目のない取組を進めます。

### 取り組みの方針

- 乳児期から子どもの歯・口腔機能の発達状況に応じた学習・支援の場を設け、  
 歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士等、関係機関と積極的に連携を取り  
 歯科疾患予防に努めます。
- 乳児期の親子から青年前期まで食育について学ぶ場を提供し、子どもの成長や  
 発達のために必要な望ましい食習慣について周知徹底を図ります。

## 重点施策

番号	事業名	事業内容
1	歯科健診とフッ化物歯面塗布	1歳2ヶ月から3歳6ヶ月までに8回歯科健診とフッ化物歯面塗布し、むし歯になることを防ぎます。また、ブラッシング指導、栄養指導を行います。
2	フッ化物洗口事業	保育所や幼稚園、小学校、中学校でフッ化物洗口を行い、乳歯から永久歯への移行期、永久歯が生えそろった時期にむし歯になることを防ぎます。
3	食育セミナー	保育所や幼稚園、子育て支援センター、児童福祉施設などで子どもやその保護者を対象に食育セミナーを開催します。
4	小中学生の食育指導	学校の栄養教諭（中核）と連携をとり、児童生徒とその保護者に食育指導を行います。
5	食事指導・相談	食事に関する困りごとや食べる機能が未熟な子とその保護者に食べる機能を育てる指導及び講演を行います。

指 標	現状値 平成30年度	目標値 令和5年
3歳児のう蝕のない者の割合(%)	77.7	85.0 <sup>※1</sup>
12歳児の一人平均う歯数(本)	1.56	0.85 <sup>※1</sup>
3歳までにフッ化物歯面塗布を受けたことがある者の割合(%)	69.1	90.0 <sup>※1</sup>
よく噛んで食べる児童生徒(%)	75.1	85.0
児童生徒の朝食摂取率(%)	87.9	100.0
野菜料理を1日2食以上食べる児童生徒(%)	90.2	95.0
食品群の食品の種類や働きを知っている児童生徒(%)	80.5	90.0
間食の回数が1日1回以下の児童生徒(%)	57.0	70.0
3歳児の体格(カウプ指数)が肥満傾向の割合(%)	24.8	15.0

※1 長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画「歯なまるスマイルプランⅡ」の目標値です。





# 第6章

## 事業計画の内容



## 第6章 事業計画の内容

### 1. 教育・保育提供区域の設定

第1期子ども・子育て支援事業計画においては、児童数の減少や地理的要因を考慮して「若松地区」、「上五島地区」、「新魚目地区」、「有川地区」、「奈良尾地区」の5地区に設定し、設定区域ごとに事業の展開を図りました。

第2期子ども・子育て支援事業計画においては、保育所等の休園及び廃園により5地区での需要調整を行うことが困難であること、保護者の勤務状況や教育・保育の特性を踏まえた施設の選択等の利用者のニーズ、地理的要因を考慮し、「若松地区」「奈良尾地区」を「南部地区」、「上五島地区」「新魚目地区」「有川地区」を「北部地区」と設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業の設定区域は、上記の区域ではなく、町全体を1つの設定区域とします。

### 2. 幼児期の学校教育・保育の充実

#### (1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

また、量の見込みは、「現在の幼稚園、保育所、認可外保育施設等の利用状況」に、アンケート調査で把握した「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定しています。

<認定区分>

区 分	対象年齢	保育の必要性
1号認定	3歳～5歳	幼児期の学校教育のみ（保育の必要性なし）
2号認定	3歳～5歳	保育の必要性あり
3号認定	0歳	保育の必要性あり
	1歳～2歳	保育の必要性あり

#### (2) 提供体制の確保の内容、実施時期

教育・保育提供区域ごとに、次のとおり「量の見込み」、「※教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期」を設定します。

また、3歳以上の全ての子どもについては、幼稚園又は保育所などの利用ができる体制を整備します。

（施設区分）

※教育・保育施設 認定こども園、幼稚園、保育所

### 1号認定（3歳以上の保育の必要性なし）

1号認定については、量の見込み（ニーズ量）とともに、幼稚園（3園）及び認定こども園（1園）による確保体制を次のとおり設定します。

（単位：人）

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		74	71	65	60	55
確保内容	幼稚園	150	150	150	150	150
	認定こども園	10	10	10	10	10
	合 計	160	160	160	160	160

### 2号認定（3歳以上の保育の必要性あり）

2号認定については、量の見込み（ニーズ量）とともに、保育所（8園）及び認定こども園（1園）による確保体制を次のとおり設定します。ただし青葉保育園が令和2年度末をもって廃園予定のため、令和3年度より保育所（7園）となります。

（単位：人）

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		200	193	180	161	148
確保内容	保育所	223	210	210	210	210
	認定こども園	24	24	24	24	24
	合 計	247	234	234	234	234

### 3号認定（3歳未満の保育の必要性あり）

3号認定については、量の見込み（ニーズ量）とともに、保育所（8園）及び認定こども園（1園）による確保体制を次のとおり設定します。ただし青葉保育園が令和2年度末をもって廃園予定のため、令和3年度より保育所（7園）となります。

《0歳》

（単位：人）

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		11	10	8	7	6
確保内容	保育所	19	18	18	18	18
	認定こども園	1	1	1	1	1
	合 計	20	19	19	19	19

《1歳～2歳》

（単位：人）

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		103	96	90	84	80
確保内容	保育所	98	92	92	92	92
	認定こども園	5	5	5	5	5
	合 計	103	97	97	97	97

## 町内施設の定員（保育所定員・幼稚園定員）

（単位：人）

施設区分	箇所数	保育所定員	幼稚園定員	定員総数
認定こども園	1	30	10	40
幼稚園	3	—	150	150
保育所（公立）	3	140	—	140
保育所（私立）	5	200	—	200
合計	12	370	160	530

## 過去5年間の就学前人口の推移

（単位：人）

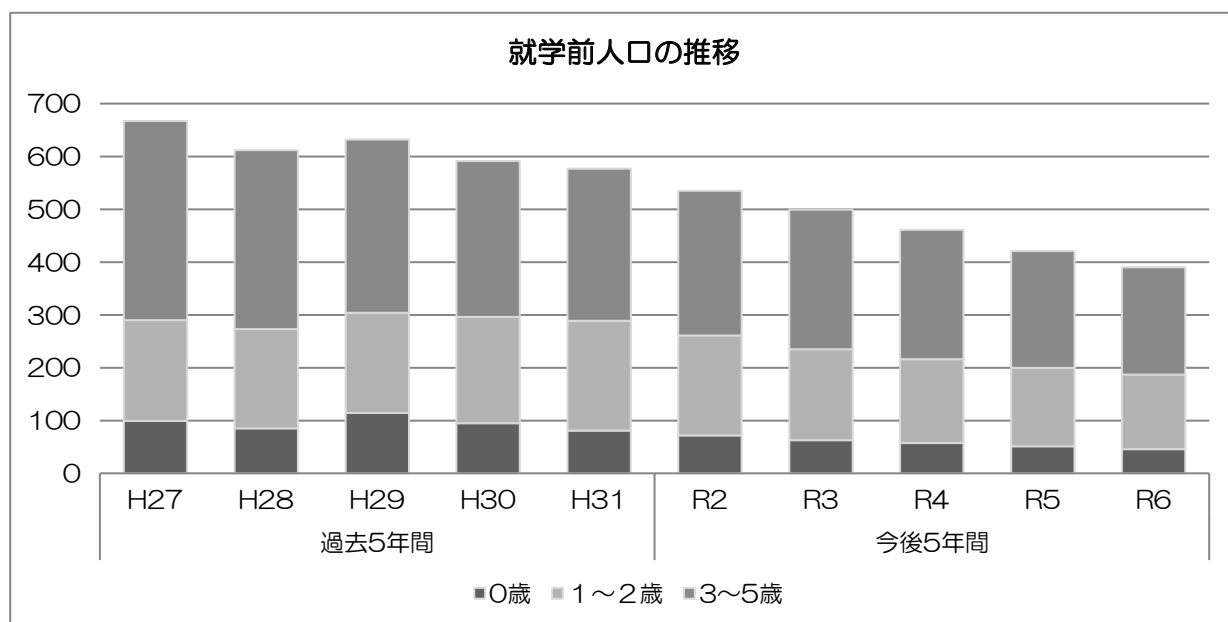
区分	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	99	85	114	95	81
1歳～2歳	191	188	190	201	208
3歳～5歳	377	339	328	295	288
合計	667	612	632	591	577

資料：各年3月31日現在の住基データより

## 今後5年間の就学前人口の推計

（単位：人）

区分	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	72	63	57	51	46
1歳～2歳	189	172	159	149	141
3歳～5歳	274	264	245	221	203
合計	535	499	461	421	390



### 1号認定（3歳以上の保育の必要性なし）

1号認定については、量の見込み（ニーズ量）とともに、認定こども園（1園）による確保体制を次のとおり設定します。

（単位：人）

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		8	7	7	6	6
確保 内容	認定こども園	10	10	10	10	10
	合 計	10	10	10	10	10

### 2号認定（3歳以上の保育の必要性あり）

2号認定については、量の見込み（ニーズ量）とともに、保育所（1園）及び認定こども園（1園）による確保体制を次のとおり設定します。

（単位：人）

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		30	27	26	18	18
確保 内容	保育所	14	14	14	14	14
	認定こども園	24	24	24	24	24
	合 計	38	38	38	38	38

### 3号認定（3歳未満の保育の必要性あり）

3号認定については、量の見込み（ニーズ量）とともに、保育所（1園）及び認定こども園（1園）による確保体制を次のとおり設定します。

《0歳》

（単位：人）

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		2	2	2	2	2
確保 内容	保育所	1	1	1	1	1
	認定こども園	1	1	1	1	1
	合 計	2	2	2	2	2

《1歳～2歳》

（単位：人）

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		10	10	9	7	6
確保 内容	保育所	5	5	5	5	5
	認定こども園	5	5	5	5	5
	合 計	10	10	10	10	10

## 施設の定員（保育所定員・幼稚園定員）

（単位：人）

施設名	保育所定員	幼稚園定員	定員総数
福見保育園	20	—	20
認定こども園若松保育所	30	10	40

## 就学前人口の実績と今後5年間の推計

（若松地区）

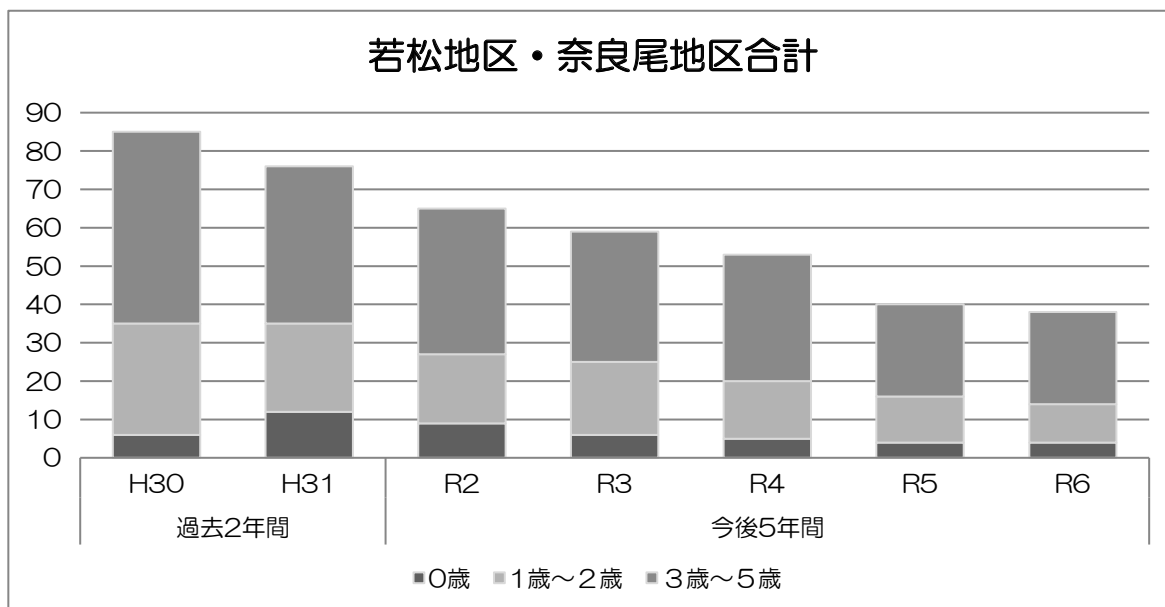
（単位：人）

区分	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	3	8	6	4	3	2	2
1歳～2歳	21	15	11	13	9	7	5
3歳～5歳	35	29	27	24	24	16	17
合計	59	52	44	41	36	25	24

（奈良尾地区）

（単位：人）

区分	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	3	4	3	2	2	2	2
1歳～2歳	8	8	7	6	6	5	5
3歳～5歳	15	12	11	10	9	8	7
合計	26	24	21	18	17	15	14



（地域の特性・今後の方向性）

南部地区は、児童数の減少が北部地区と比較して著しく、施設の運営が厳しくなることが見込まれますが、保護者のニーズに対応できるよう教育・保育の提供体制の確保に努めます。また、認定こども園で保育の必要がない3歳以上の子どもの教育・保育の提供体制を維持します。

子育て支援としては、若松地区の子育て支援室、奈良尾地区の児童館を維持し、子育て世帯の支援に努めます。

### 1号認定（3歳以上の保育の必要性なし）

1号認定については、量の見込み（ニーズ量）とともに、幼稚園（3園）による確保体制を次のとおり設定します。

（単位：人）

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		66	64	58	54	49
確保 内容	幼稚園	150	150	150	150	150
	合 計	150	150	150	150	150

### 2号認定（3歳以上の保育の必要性あり）

2号認定については、量の見込み（ニーズ量）とともに、保育所（7園）による確保体制を次のとおり設定します。ただし青葉保育園が令和2年度末をもって廃園予定のため、令和3年度より保育所（6園）となります。

（単位：人）

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		170	166	154	143	130
確保 内容	保育所	209	196	196	196	196
	合 計	209	196	196	196	196

### 3号認定（3歳未満の保育の必要性あり）

3号認定については、量の見込み（ニーズ量）とともに、保育所（7園）による確保体制を次のとおり設定します。ただし青葉保育園が令和2年度末をもって廃園予定のため、令和3年度より保育所（6園）となります。

《0歳》

（単位：人）

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		9	8	6	5	4
確保 内容	保育所	18	17	17	17	17
	合 計	18	17	17	17	17

《1歳～2歳》

（単位：人）

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		93	86	81	77	74
確保 内容	保育所	93	87	87	87	87
	合 計	93	87	87	87	87



## 施設の定員（保育所定員・幼稚園定員）

（単位：人）

施設名	保育所定員	幼稚園定員	定員総数
青方幼稚園	—	60	60
魚目幼稚園	—	30	30
有川幼稚園	—	60	60
青方保育所	60	—	60
奈摩保育所	40	—	40
青葉保育園	20	—	20
白菊保育園	50	—	50
つぼみ幼児園	50	—	50
歓喜園	60	—	60
有川保育所	40	—	40

## 就学前人口の実績と今後5年間の推計

（上五島地区）

（単位：人）

区分	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	31	35	33	31	29	27	25
1歳～2歳	71	70	68	66	64	62	60
3歳～5歳	97	97	94	91	88	85	82
合計	199	202	195	188	181	174	167

（新魚目地区）

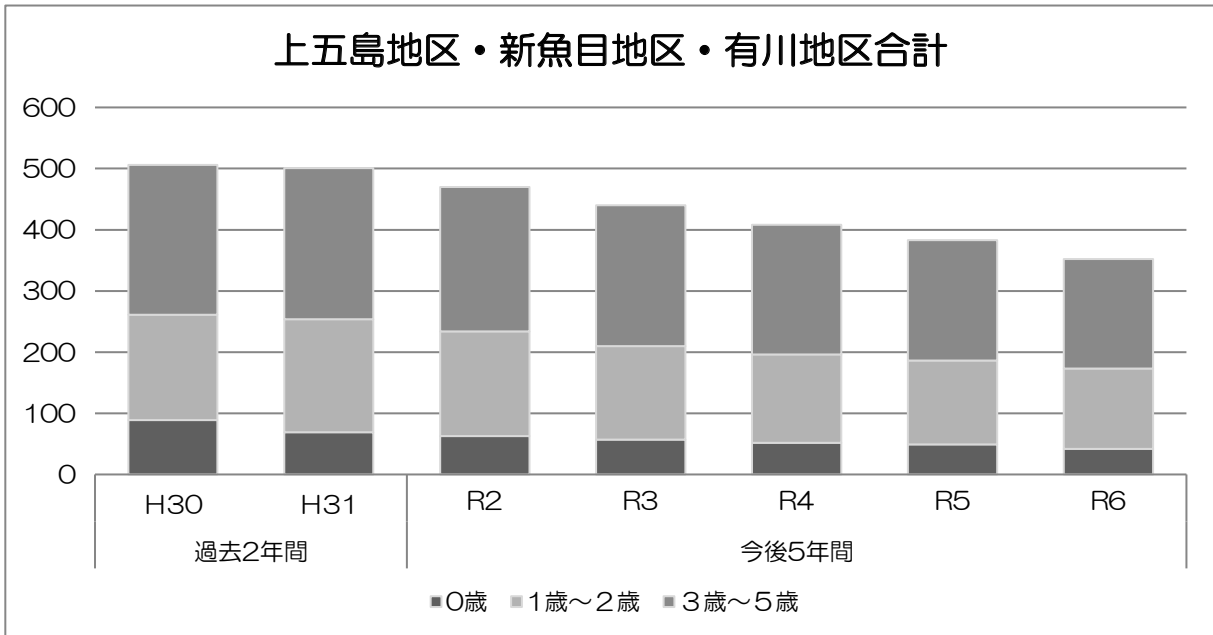
（単位：人）

区分	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	22	9	7	5	4	3	2
1歳～2歳	35	34	26	13	9	6	4
3歳～5歳	54	55	50	50	38	29	17
合計	111	98	83	68	51	38	23

（有川地区）

（単位：人）

区分	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	36	25	23	21	19	17	15
1歳～2歳	66	81	77	74	71	69	67
3歳～5歳	94	95	92	89	86	83	80
合計	196	201	192	184	176	169	162



**(地域の特性、今後の方向性)**

北部地区は、居住地区にかかわらず保護者の勤務状況等に応じて利用する施設を選択する傾向にあり、広域的な利用が見られます。そのため3地区で総合的に保育ニーズを把握し、対応できるよう教育・保育施設の提供体制の維持を図ります。

子育て支援については、子育て支援センターを中心に、親子の交流・育児相談などを支援していきます。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

#### (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保体制

保護者の働き方の多様化や、令和元年10月より実施された幼児教育・保育の無償化などに伴う保護者のニーズを勘案し、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容及び実施時期」を次のとおり設定します。

また、量の見込みは、該当する事業の「現在の利用状況」に、アンケート調査で把握した「利用希望」を踏まえて設定しています。

##### 1. 利用者支援事業

※国基準による値	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み (母子保健型)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保の内容	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

※町の考えによる値	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み (母子保健型含)	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
確保の内容	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所

本事業については、令和2年度より福祉課に開設する、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点「子育て世代包括支援センター」(母子保健型)を中心に、各支所・子育て支援センター・保育所・幼稚園などと連携しながら、子どもや保護者が各種施設や各種事業を円滑に利用できる体制を整備します。

##### 2. 地域子育て支援拠点事業

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	402人/月 (5箇所)	354人/月 (5箇所)	313人/月 (5箇所)	281人/月 (5箇所)	253人/月 (5箇所)
確保の内容	640人/月 (5箇所)	640人/月 (5箇所)	640人/月 (5箇所)	640人/月 (5箇所)	640人/月 (5箇所)

本事業については、青方子育て支援センター、有川子育て支援センターを拠点施設とし、認定こども園である若松保育所、新魚目児童館、奈良尾児童館、浜ノ浦児童館でも子育て支援を行っていきます。

また、保育所や幼稚園などと連携を図ることで、円滑に教育・保育施設へ移行できる体制を確保します。

今後は、保護者のニーズに応え、平日だけでなく土曜日、日曜日の子育て支援事業開催についても検討し、充実した支援体制を整備していきます。

### 3. 妊婦健康診査事業

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み (健診 14 回)	72 人/年 1064 回	63 人/年 1022 回	57 人/年 980 回	51 人/年 938 回	46 人/年 910 回
確保の内容	実施場所 上五島病院 実施体制 産科医 2 助産師 1 看護師 1	実施場所 上五島病院 実施体制 産科医 2 助産師 1 看護師 1	実施場所 上五島病院 実施体制 産科医 2 助産師 1 看護師 1	実施場所 上五島病院 実施体制 産科医 2 助産師 1 看護師 1	実施場所 上五島病院 実施体制 産科医 2 助産師 1 看護師 1

近年、出生数の減少が進行する中、基幹病院である上五島病院にしか産婦人科がないため、現状を維持しつつ、妊婦が安全で安心な出産ができる体制を確保します。

また、健診回数は、現在行っている 14 回を基準に助成を継続していきます。

### 4. 乳児家庭全戸訪問事業

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	72 人/年	63 人/年	57 人/年	51 人/年	46 人/年
確保の内容	実施体制 保健師 4	実施体制 保健師 4	実施体制 保健師 4	実施体制 保健師 4	実施体制 保健師 4

生後 4 ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、子育てに関する不安や相談について、指導助言を行える体制を確保します。

また、各地区の母子保健推進員と連携することで、問題点の早期発見に努めるとともに、子育て家庭の負担や不安、孤立化の解消を図ります。

### 5. 養育支援事業

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	130 世帯	130 世帯	130 世帯	130 世帯	130 世帯
確保の内容	実施体制 保健師 4	実施体制 保健師 4	実施体制 保健師 4	実施体制 保健師 4	実施体制 保健師 4

近年、養育支援が必要な家庭は、ほぼ横ばいの状況で推移しています。そのような中、養育支援が必要な家庭には、保健師が訪問して保護者の育児・家事などの養育能力を向上させる体制を確保します。

また、養育支援家庭が孤立化しないように、子育て世代包括支援センター、保育所・幼稚園やこども発達センター、小中学校等の関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を行っていきます。

## 6. 子育て短期支援事業

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	106人/年	106人/年	106人/年	106人/年	106人/年
ショートステイ	54人/年	54人/年	54人/年	54人/年	54人/年
トワイライト	52人/年	52人/年	52人/年	52人/年	52人/年
確保の内容	実施場所 希望の灯学園 実施定員 ショート 3人 トワイライト 5人	実施場所 希望の灯学園 実施定員 ショート 3人 トワイライト 5人	実施場所 希望の灯学園 実施定員 ショート 3人 トワイライト 5人	実施場所 希望の灯学園 実施定員 ショート 3人 トワイライト 5人	実施場所 希望の灯学園 実施定員 ショート 3人 トワイライト 5人

保護者が病気などの理由により、児童（0歳～18歳）の養育が一時的に困難になった時に、児童養護施設希望の灯学園において養育・保護を行える体制を確保します。

また、支援内容としては、日中に預かるショートステイ事業と夜間及び休日に預かるトワイライトステイ事業を行います。

## 7. 延長保育事業

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	9箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
確保の内容	9箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所

近年の就労形態の多様化による子育て家庭の保育ニーズに対応するため、全ての保育所で延長保育を実施する体制を確保します。

なお、延長を含む閉所時間は、公立保育所で18:00まで、私立保育所で18:30までとしていますが、今後の状況により見直しを検討します。

令和2年度末で青葉保育園が廃園予定のため、令和3年度より8箇所での実施となります。

## 8. 病児・病後児保育事業

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	166人/年	157人/年	150人/年	136人/年	124人/年
確保の内容	実施体制 1箇所	実施体制 1箇所	実施体制 1箇所	実施体制 1箇所	実施体制 1箇所

近年、共働き世帯の増加に伴い、就労等で子どもの急な病気に対応できない世帯が増加してきています。

このような状況を解消するため、医療機関と連携し、0歳～小学生（低学年）までを対象に病後児保育事業を令和2年度中に開始する体制を整えます。

## 9. ファミリー・サポート・センター事業

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み (小学生)	37人/年	37人/年	37人/年	37人/年	37人/年
量の見込み (就学前児童)	79人/年	79人/年	79人/年	79人/年	79人/年
確保の内容	116人/年	116人/年	116人/年	116人/年	116人/年

平成30年度から開始した本事業は、平成30年度末の会員登録者数が依頼会員72人、提供会員27人、延べ利用者数は36名、うち小学生の放課後の預かりについての利用はありませんでした。量の見込みはそれぞれの登録者数とし、今後事業の普及に努め、保護者のニーズに対応していきます。

## 10. 一時預かり事業

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	642人/年	599人/年	553人/年	505人/年	468人/年
確保の内容	642人/年	599人/年	553人/年	505人/年	468人/年

本町では、現在、私立保育所4箇所、自主事業として一時保育事業を行っています。今後、保護者の働き方の多様化等によるニーズの変化を注視するとともに、冠婚葬祭や急な用事、リフレッシュなど子育て家庭の負担を軽減させ、育てやすい環境の整備を図ります。

なお、幼稚園児を対象とした一時預かり事業は行っておりませんが、今後検討を行うこととしております。

### 11. 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

## (2) 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備

国は平成30年9月14日に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした「放課後児童クラブ及び放課後子ども教室」の計画的な整備等を目標としています。本町において地域の実態に応じて、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室両事業の計画的な整備、量の見込みを設定します。

## 1. 放課後児童クラブ

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	127人	122人	117人	124人	122人
1年生	22	28	24	33	28
2年生	25	22	28	25	32
3年生	31	24	20	27	24
4年生	15	17	14	12	14
5年生	17	15	17	14	11
6年生	17	16	14	13	13
確保の内容	実施体制 4箇所	実施体制 4箇所	実施体制 4箇所	実施体制 4箇所	実施体制 4箇所

平成30年度に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学年ごとの量の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対応する体制の確保に努めます。放課後児童クラブについては、現在、上五島地区2箇所、新魚目地区1箇所、有川地区1箇所で行っており、放課後児童クラブ未設置の地区においては、児童館等を活用するとともに、地域におけるニーズと、地域の動きなどを注視しながら、事業実施の必要性を判断した上で、連携・支援していきます。

## 2. 放課後子ども教室

区分	R2	R3	R4	R5	R6
確保の内容	実施体制 4箇所	実施体制 4箇所	実施体制 4箇所	実施体制 4箇所	実施体制 4箇所

子ども達が地域の方々の協力を得て様々な体験活動を行い、子育て世帯と地域住民との交流促進を図ります。現在、4小学校区で開設しており、今後児童の減少が見込まれますが、地域で子育て世帯を支え子ども達が地域の中で健やかに育まれる環境づくりのため、現在の体制の維持に努めます。

## 3. 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成させるべき目標事業量と、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、今後、保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携が図れる体制の整備に努めます。

## 4. 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の小学校の余裕教室の活用については、ニーズに応じ、関係機関と協議を行います。

## 5. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

本町においては、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の両事業は福祉課で担当しており、両事業の実施については学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し、情報共有を図り、必要に応じて協議を行います。

## 6. 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブと放課後等デイサービス事業所の利用を希望する特別な配慮を必要とする児童のニーズに応えるため、両事業の連携を図り切れ目のない支援に努めます。

## 7. 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組

開設事業者と協議し、利用者のニーズにあった開所時間の把握と設定に努めます。

## 8. 放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、開設事業者と連携し、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりに努めます。

## 9. 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

本町が発行している「子育てパンフレット」により周知を図るとともに、関係機関と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

# 4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

## 1 幼児期の学校教育・保育の体制確保

令和元年10月より始まった幼児教育・保育の無償化の影響を的確に把握し、教育・保育提供区域において、幼児教育・保育を受けることができる施設を確保します。幼稚園がない区域については、認定こども園（保育所型）で対応していきます。



## 2 質の高い幼児教育・保育、地域子育て支援の推進

教育と保育を一体的に提供するため幼稚園教諭と保育士の連携を図ります。また、研修を重ね資質の向上を図り、教育・保育施設における指導主事を派遣し、質の高い幼児教育・保育の提供を図ります。

地域の子育て支援については、少子化の影響や多様化する子育て世帯のニーズを把握し、子育て支援事業を推進していきます。

この地域子育て支援事業を提供していくことで、子育て世帯の負担や不安、孤立化の解消を図ります。

## 3 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な連携の推進

子どもの育ちの連続性を確保するため、各教育・保育施設、小学校間において情報共有を図ります。

また、少子化の影響により小学校や幼稚園、保育所の統廃合が進んできているため、子育て支援の施策の展開について教育委員会や事業者、関係機関との連携を密にし、子育て世帯への情報の周知を徹底していきます。

# 5. 子育て支援に関連するその他の施策の展開

## 1 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等、県が行う施策との連携を図ります。

## 2 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

長崎県が実施している「ながさき結婚・子育て応援宣言」事業所の登録周知協力など、県、地域の企業、労働者団体、労働局、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、町の実情に応じた取組を推進します。



## 第7章

# 計画の推進体制



## 第7章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進・点検・評価・公表

令和2年度から令和6年度までの5年間の事業計画を計画的に取り組む必要があることから、「新上五島町子ども・子育て会議」を活用しながら計画の実現に努めます。

#### 1 計画の推進体制

この計画は、福祉、教育のみならず、保健、医療、労働、生活など広範囲に関わるため、町及び関係機関、事業者や県の関係機関とも連携し、計画の円滑な推進を図ります。

また、教育・保育施設や事業者の情報など子育てに関する情報の周知を徹底し、子育て世帯が子育てをしやすい環境の整備を推進していきます。

#### 2 計画の評価と公表

計画の推進状況の点検・評価は、「新上五島町子ども・子育て会議」を活用して行います。

推進状況については、毎年度点検し事業ごとの評価を行います。定めた「量の見込み」及び「確保方法」については、今後の状況の変化に伴い、実際の認定状況に大きな乖離がある場合には見直しを行います。

また、計画の評価結果については、毎年度町ホームページ等を通じて公表し、子育て世帯の意見の集約に努めます。



# 資料編





## 資料編

### 1 新上五島町子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条の規定に基づき、新上五島町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

- (1) 新上五島町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による町民
  - (2) 子どもの保護者
  - (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
  - (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
  - (6) 関係行政機関の職員
  - (7) その他町長が必要であると認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 新上五島町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

所属・役職名	氏 名	備 考
婦人会代表	前田 あおい	
主任児童委員	柴田 芳恵	民生委員児童委員協議会連合会代表
P T A連合会長	平田 良介	小中学校 PTA 代表
若松中学校長	高尾 良能	小中学校長代表
◎魚目幼稚園長	山口 伸一郎	幼稚園長代表
南松地区保育会長	本庄 禎正	保育園長代表
南松地区保育士会長	津田 貴美香	保育士会代表
青少年育成協議会副会長	中野 博喜	青少年育成会代表
母子保健推進委員	亀山 文江	母子保健推進員代表
食生活改善推進員連絡協議会会長	川上 不二子	食生活改善推進員代表
希望の灯学園長	楠本 千春	学識経験者
学童保育代表	永井 響	学識経験者
上五島病院長	神田 聡	医療機関代表
福江南松歯科医師会副会長	山村 雄治	歯科医師会代表
子育てサークル代表	上田 亜矢子	ぴゅう・あにまあーと (親子コーラス)
福祉関係	山瀧 猛	上五島福祉事務所長
保健関係	稗圃 砂千子	上五島保健所副部長兼企画保健課長
公募委員	竹下 伸哉	
教育委員会 学校教育課長	窄口 好博	行政関係
○福祉課長	江川 哲也	行政関係

◎会長 ○副会長 任期 令和元年8月1日から令和3年7月31日







---

新上五島町  
第2期子ども・子育て支援事業計画  
令和2年度 ～ 令和6年度

---

発行 新上五島町 福祉課  
〒857-4495  
長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1  
電話 0959-53-1111 (代表)  
FAX 0959-53-1100

---